

第 1 回 介護現場のあり方検討部会

日時：令和 7 年 8 月 5 日（火）午前 8 時 45 分から

場所：小田原市役所 3 階 全員協議会室

1 開会

2 部会員及び出席者紹介

3 部会長及び職務代理者の選出

4 会議の公開について

5 介護現場のあり方について

（１）介護人材の確保・育成に向けた取組の検討

ア 既存の介護人材確保・育成施策の振り返り

イ 人材確保の課題を抱える介護事業者に対する、待遇改善や諸手当支給への財政的支援の検討

（２）地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理

ア 主に介護予防・日常生活支援総合事業の領域において、「専門職が行う必要がある（専門職が行うことが著しく効果的、等）支援」の整理

イ 介護予防・日常生活支援総合事業における「緩和した基準によるサービス」の検討

（３）介護現場の生産性向上に係る市の取組の検討

（４）自立支援・重度化防止に向けた取組のあり方

ア 要介護・要支援から自立へと機能回復するプロセスへの支援

6 その他

【資料一覧】

資料 1 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則

資料 2 介護現場のあり方検討部会 部会員名簿

資料 3 介護現場のあり方検討部会の公開について（案）

資料 4 介護現場のあり方について

別添 1 介護人材確保に関する事業の進捗状況について

別添 2 介護予防・日常生活支援総合事業で提供されるサービス（小田原市）

別添 3 介護生産性向上推進事業について（神奈川県）

別添 4 かわさき健幸福寿プロジェクト（川崎市）

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 理学療法士
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護老人福祉施設の管理者
- (7) 介護老人保健施設の管理者
- (8) 地域密着型サービス事業所の管理者
- (9) 社会福祉士
- (10) 民生委員
- (11) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員
- (12) 住民組織の役員
- (13) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者
- (14) 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者
- (15) 公募市民
- (16) 学識経験者
- (17) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席)

第7条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の事務は、福祉健康部高齢介護課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則 (令和7年5月14日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会委員名簿

介護現場のあり方検討部会 部会員名簿

	選 出 区 分	団 体 名	役職名等	氏名（敬称略）
1	理学療法士	一般社団法人 神奈川県西地区リハビリテーション協議会	相談役	露 木 昭 彰
2	介護支援専門員	一般社団法人 ケアネットOHMY	理事	山 本 玲 子
3	介護老人保健施設の管理者	西湘地区介護老人保健施設事務連絡協議会	副会長	鈴 木 慎 一
4	地域密着型サービス事業所の管理者	小田原市グループホーム・小規模多機能連絡会	代表	川 井 悠 司

事務局名簿

所属	職名	氏名
高齢介護課	高齢介護課長	大野 修司
	介護給付・認定担当課長	林 万里
	副課長（地域包括支援係長事務取扱）	黄金井 進一
	高齢者福祉係長	菊川 香織
	介護給付係長	村岡 慎介
	介護給付係長	東 達也

介護現場のあり方検討部会の公開について

1 部会の公開

本部会の公開については、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱（別添）」に基づいた対応とする。

2 傍聴希望への対応

（１）部会開催の周知

部会の開催に当たっては、市ホームページで部会日程及び傍聴について周知する。

（２）傍聴人数

傍聴人数は 5 人以内とするが、会場の広さを考慮し、各回で人数を決定する。

（３）傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての注意事項を確認した上で、指定された場所で傍聴する。

（４）会議資料の配付

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配付するが、配布が困難な場合は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

3 会議録の公開

会議録は、市役所 4 階行政情報センター及び市ホームページで閲覧に供するものとする。

小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づく審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会等は、会議を開催する場合は、あらかじめ当該会議の公開の可否について、決定しておかなければならない。ただし、公開を決定した会議の開催中において、当該会議を公開しないこととするべき事由が生じたときは、当該審議会等の定めるところにより、当該会議を公開しないことができる。

2 審議会等は、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第3条 審議会等は、会議を開催する1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ（様式第1号）を行政情報センターに備え置き、閲覧に供するとともに、その内容を本市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等は、会議を開催する場合は、事前に会議名、開催日時、担当室課名その他の必要な事項を広報おだわらに掲載し、会議開催の周知に努めるものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第4条 審議会等の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者にその傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を決めることができる。

3 前項の規定により、傍聴者の定員を決めた会議において、傍聴を希望する者が定員を超えるとときは、先着順により傍聴者を決するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続、遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第5条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料（条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を配布するものとする。

2 前項の場合において、図面、地図、写真、報告書又は大量な会議資料その他の配布することが困難である会議資料については、当該会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に備え置き、傍聴者の閲覧に供することにより行うことができるものとする。

(会議録等の公開)

第6条 審議会等は、会議の終了後、速やかに、当該会議に係る審議会等の会議開催状況報告書（様式第2号。この条において「報告書」という。）及び会議録を作成し、報告書にあっては、前条第1項の会議資料を添えて、会議録にあっては、その写し（会議を公開しないこととした場合及び条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を総務部行政総務課に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、行政情報センターに備え置き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、審議会等が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月1日）

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

介護現場のあり方について

◆ 第9期計画における課題 特に2つの課題に実行的な取組が必要。

課題① 人材不足が続く介護現場のあり方

- ・生産年齢人口の減少と要支援・要介護認定者の増加が続くことを踏まえると、必要な介護職員を人材確保のみで充足することは、非常に困難である。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした専門職以外による支援もますます重要になってくる中で、専門職が果たす役割について、あらためて整理する必要がある。
- ・業務効率化・DX導入といった生産性向上の取組による介護現場の負担軽減の取組は、十分とはいえないのではないかな。
- ・要介護度の維持・改善に向けた取組のあり方を検討していくことも重要。

課題② 介護予防の取組の再整理と制度的立て付けの見直し

- ・介護予防の取組は、介護状態の発生を未然に防ぐ重要な役割を担っているが、現行の市の施策事業においては、実施主体や支援の手法が体系的に整理されておらず、現場ではその実施が十分に果たし切れていない。
- ・地域包括支援センターのヒアリングでは、介護予防ケアマネジメント業務が大きな負担感となっており、要介護前段階にある高齢者の多様なニーズへの対応が、限られた人員体制の中で困難となっている実情が共有されている。
- ・総合事業や介護予防ケアマネジメントを含む介護予防の取組全体について、実施主体や事業の連携について再整理するとともに、関係主体の役割や地域との連携のあり方を再定義し、持続可能な体制構築に向けた見直しを進める必要がある。

◆ 部会構成及び部会員名簿

介護現場のあり方検討部会 部会員名簿

	選 出 区 分	団 体 名	役職名等	氏名(敬称略)
1	理学療法士	一般社団法人 神奈川県西地区リハビリテーション協議会	相談役	露 木 昭 彰
2	介護支援専門員	一般社団法人 ケアネットOHMY	理事	山 本 玲 子
3	介護老人保健施設の管理者	西湘地区介護老人保健施設事務連絡協議会	副会長	鈴 木 慎 一
4	地域密着型サービス事業所の管理者	小田原市グループホーム・小規模多機能連絡会	代表	川 井 悠 司

地域包括ケア推進部会 部会員名簿

	選 出 区 分	団 体 名	役職名等	氏名(敬称略)
1	介護老人福祉施設の管理者	一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協議会 小田原・足柄地区福祉施設連絡会	理事	関 田 智 彦
2	社会福祉士	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	西湘支部 顧問	山 崎 由 恵
3	民生委員	小田原市民生委員児童委員協議会	副会長	瀬 戸 昌 子
4	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会	副会長	下 田 成 一
5	介護保険法第9条第2号に規定する第1号被保険者	小田原市老人クラブ連合会	副会長	宮 本 多 喜 子
6	公募市民			露 木 幹 也

◆ 部会検討スケジュール

令和7年度	7月	第4回 7月10日	○計画((第9期計画の進捗、第10期の方向性、部会の設置、ビジョン) ●包括(前年度活動実績と運営評価、当年度活動計画)
	8月	部会①	検討体制・スケジュール等について 庁内ワーキングの検討結果報告
	10月	部会②	庁内ワーキングの検討結果報告
	11月	第5回	○計画(部会ワーク結果、基本方針案) ●包括(取組状況)／ ◎事業所指定
	1月	部会③	庁内ワーキングの検討結果報告
	2月	第6回	○計画(部会ワーク結果、ニーズ調査等結果) ●包括(取組状況、来年度事業計画)／ ◎事業所指定
令和8年度	4月	部会④	庁内ワーキングの検討結果報告
	5月	第7回	○計画(前年度結果と当年度取組、第10期計画策定検討) ●包括(前年度活動実績と運営評価、当年度活動計画)／ ◎事業所指定
	6月	第8回	○計画(第10期計画策定検討)
	7月	部会⑤	庁内ワーキングの検討結果報告
	8月	第9回	○計画(第10期計画策定検討)
	11月	第10回	○計画(第10期計画策定検討) ●包括(取組状況)／◎事業所指定
	2月	第11回	○計画(第10期計画策定検討※最終) ●包括(取組状況、来年度事業計画)／ ◎事業所指定

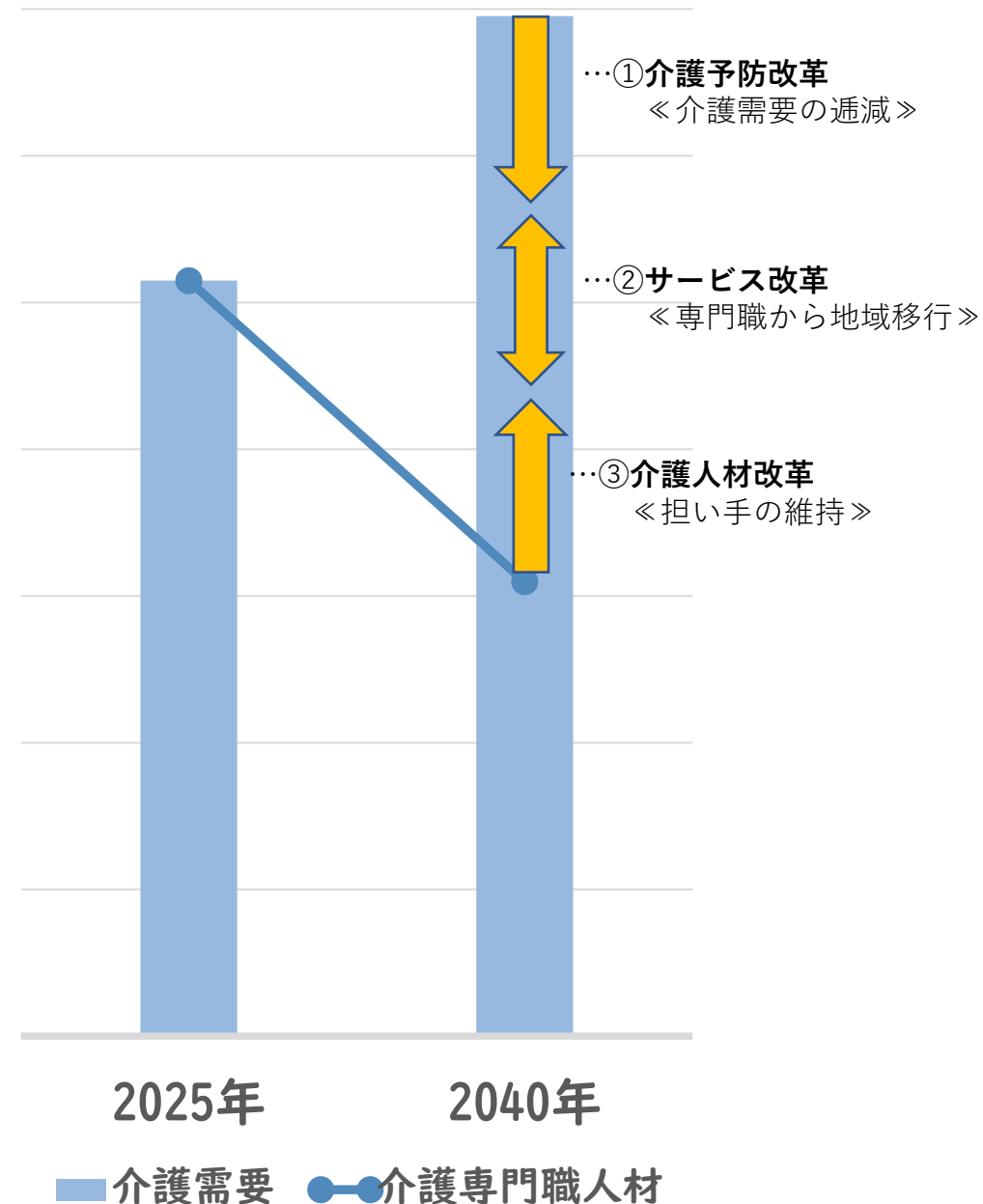
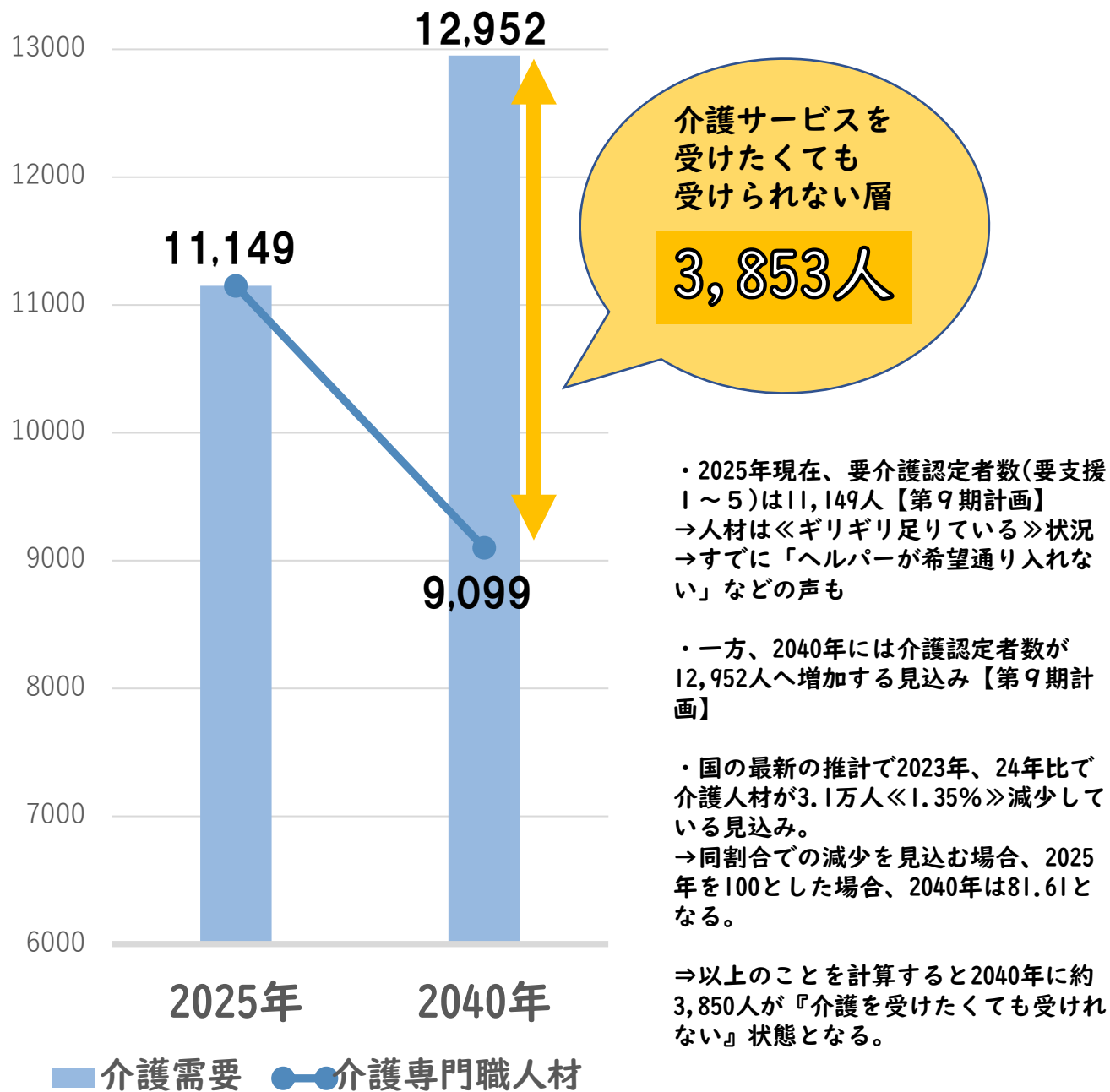
◆ 庁内ワーキングチーム

○介護現場のあり方検討部会

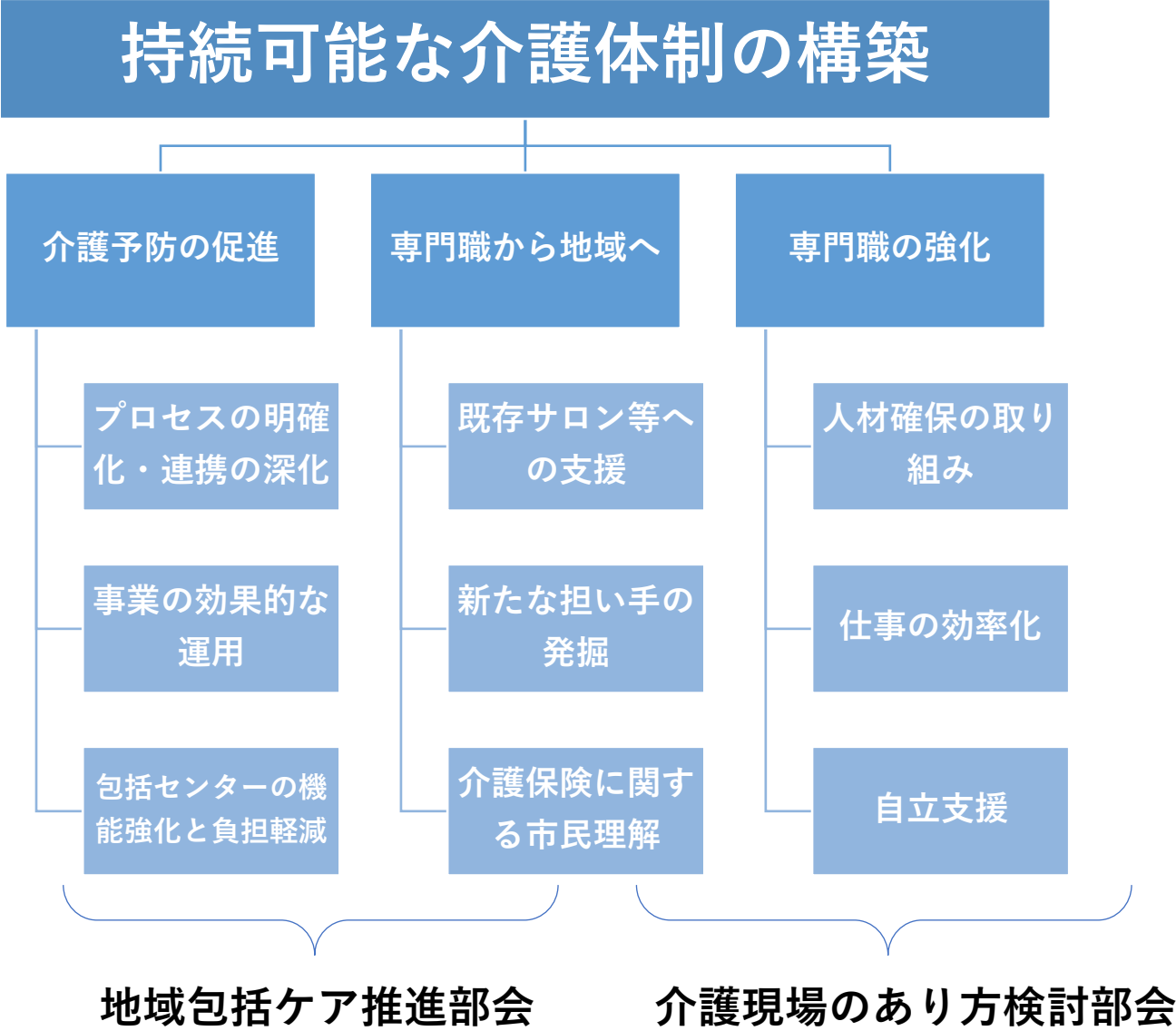
1	介護人材の確保・育成に向けた取組の検討	① 既存の介護人材確保・育成施策の振り返り ② 人材確保の課題を抱える介護事業者に対する、待遇改善や諸手当支給への財政的支援の検討
2	地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理	① 主に介護予防・日常生活支援総合事業の領域において、「専門職が行う必要がある（専門職が行うことが著しく効果的、等）支援」の整理 ② 介護予防・日常生活支援総合事業における「緩和した基準によるサービス」の検討
3	介護現場の生産性向上に係る市の取組の検討	
4	自立支援・重度化防止に向けた取組のあり方	要介護・要支援から自立へと機能回復するプロセスへの支援

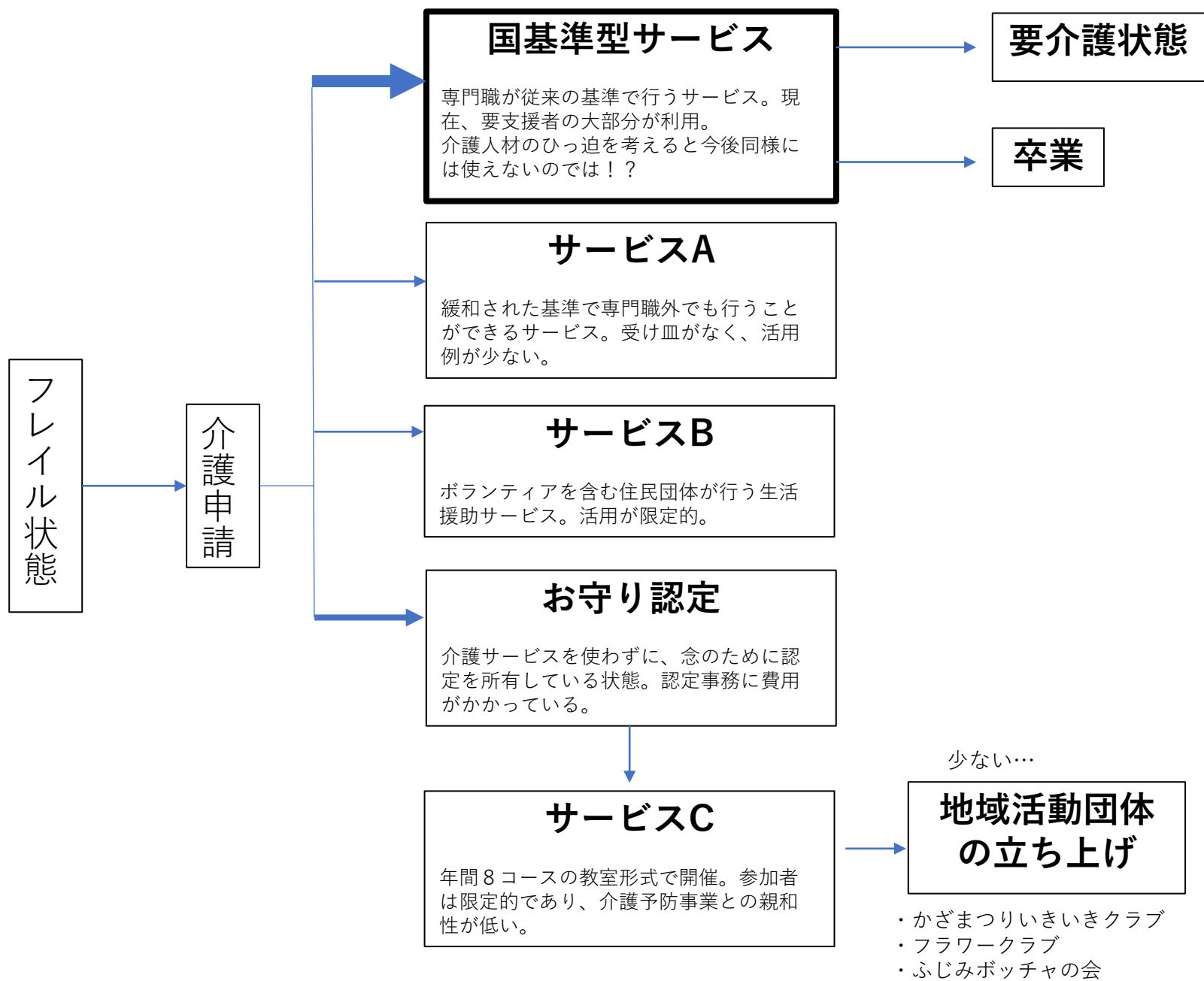
○地域包括ケア推進部会

1	介護予防に対する連携促進のための体系の確立	①介護予防に関する取り組みの役割の可視化 （高齢介護課、健康づくり課、包括支援センター、社会福祉協議会） ②一般介護予防事業の見直し（受益者負担の検討など）
2	地域包括支援センターの負担軽減と強化	①地域活動、総合相談に注力するための機能強化の検討 ②介護予防ケアマネジメント事業の負担軽減策の検討
3	地域との連携の在り方	市の事業と地域のインフォーマルサービスとの関係の整理



両部会で検討するべきテーマについて

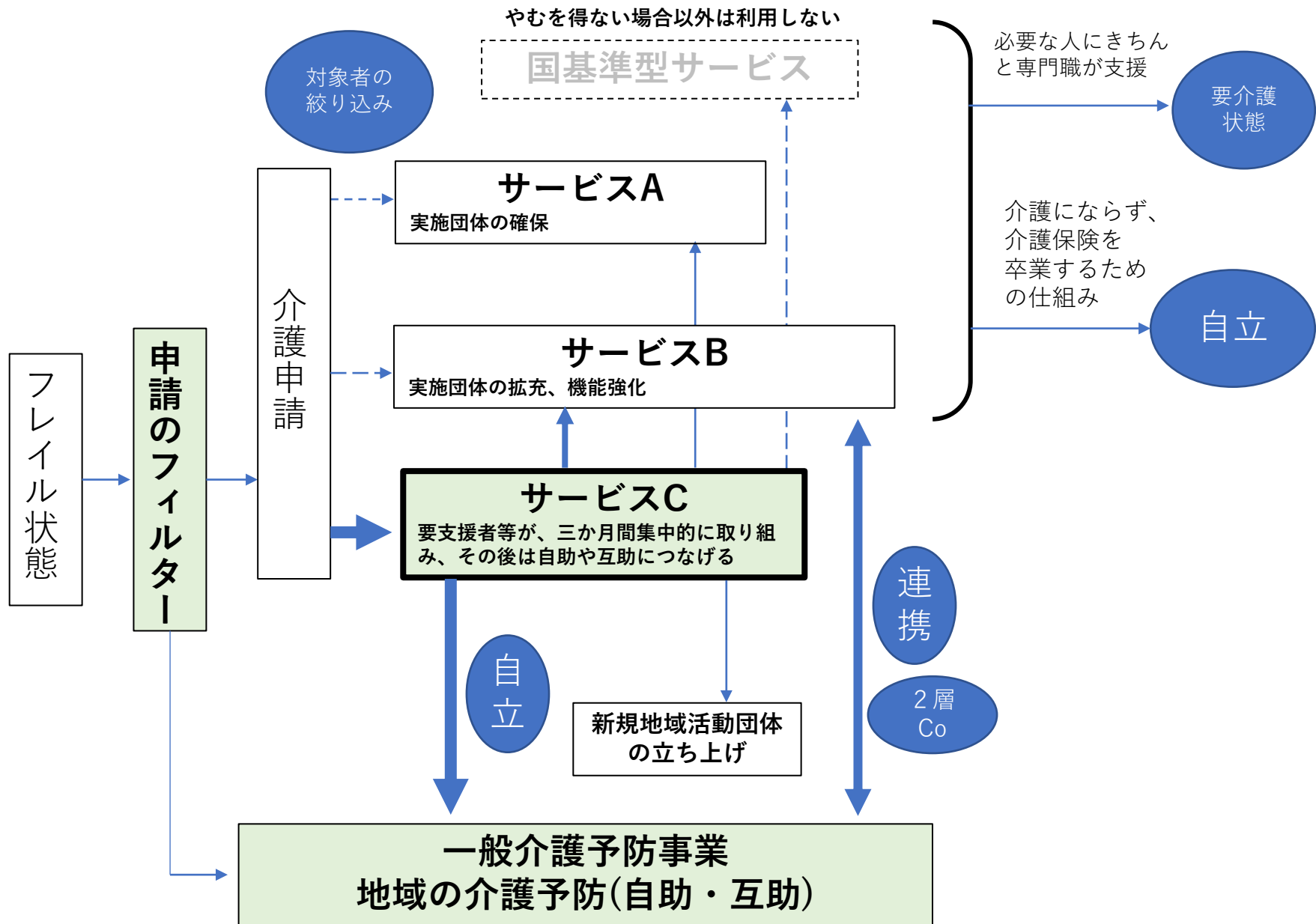




現状

総合事業の『器』を市で用意し、幅広い選択肢を用意。しかし、サービスABは担い手が限定的であること、サービスCは教室形式で対象者・開催時期が限定的であることから、ほとんどの市民が従来型サービスに流れている。

また、介護認定を受けたがサービス未利用の状況【お守り申請】もいるが、介護予防に資する啓発は乏しい。



理想の姿

限られた資源を、効率的効果的に活用するために、コストカットと自立に向けたプロセスを明確化する。身体の変化を感じた人すべてが介護申請につながるのではなく、申請時にフィルターをかけ、地域のインフォーマルや、一般介護予防事業につなぐ。そのうえで、支援認定や事業対象者は原則としてサービスCを利用した時限的なサービスを行う。従来型やサービスAの利用には一定の条件を定める。

(1) 介護人材の確保・育成に向けた取組の検討

ア 既存の介護人材確保・育成施策の振り返り

イ 人材確保の課題を抱える介護事業者に対する、待遇改善や諸手当支給への財政的支援の検討

現状

- ・ これまでも各種の介護人材確保に係る施策を行ってきた。

※別添1「介護人材確保に関する事業の進捗状況について」参照

課題の共有

- ・ 「これをやれば人材不足は解決」という施策はない。
- ・ 今後も状況に応じ、必要な介護人材確保・育成施策を行う必要がある。
- ・ 必要な介護職員を「人材確保」のみで充足することは、非常に困難。

(2) 地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理

ア 主に介護予防・日常生活支援総合事業の領域において、「専門職が行う必要がある(専門職が行うことが著しく効果的、等)支援」の整理

課題

- ・次期改定で、総合事業の対象が、「要介護1・2」の方まで拡大される可能性。
- ・本市における基準緩和型サービス・住民主体型サービスの利用は低調（担い手がない）。
- ・介護人材不足の中、総合事業の担い手は、「専門職以外」が基本になってくる。

検討

- ・主に介護予防・日常生活支援総合事業の領域において、「専門職が行う必要がある(専門職が行うことが著しく効果的、等)支援」は何か？

(2) 地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理

イ 介護予防・日常生活支援総合事業における「緩和した基準によるサービス」の検討

課題

- ・「第9期おだわら高齢者福祉介護計画」において、「訪問型サービスで生活援助のみを利用する場合は原則、基準緩和型サービスや住民主体型サービスを利用する」こととしたが、担い手の受け皿となる事業者・団体が見つからず、実行に移せていない。
- ・要介護1・2も総合事業に移行した場合、生活援助のみの利用者は、数倍になる。

検討

- ・担い手を安定的に供給できる体制をどのように確保するか。
- ・現行の「基準緩和型サービス」「住民主体型サービス」の枠組みを見直す必要はないか。

(3) 介護現場の生産性向上に係る市の取組の検討

課題

- ・人口減少の中、限られた人数で専門性の高い介護サービスを提供するためには、介護現場の生産性向上は重要である。
- ・生産性向上・業務効率化・DX導入といった生産性向上の取組による介護現場の負担軽減の取組は、十分とはいえないのではないか。

検討

- ・神奈川県においては、介護生産性向上総合相談センターを設けるなどして、主に介護ロボット・ICT分野における生産性向上を推進する取組を行っている。
- ・神奈川県が行っている取組とは別に、市が独自に行うことが効果的と考えられる生産性向上のための取組はあるか。

（４）自立支援・重度化防止に向けた取組のあり方

ア 要介護・要支援から自立へと機能回復するプロセスへの支援

課題

- ・ 要介護状態区分の維持・改善することは、本人の生活の質、保険給付費の抑制、介護サービス供給体制の維持など、様々な観点から、非常に重要である。
- ・ 一方で、要介護状態区分の改善は、肯定的に受け止められない場合が多い。
（本人・家族→使えるサービスの量が減る 事業者→介護報酬が減る）
- ・ 介護報酬において利用者の自立支援・重度化防止につながるサービスの提供を事業所に促すインセンティブとして、「ＡＤＬ維持等加算」が、平成30年度から導入されているが、算定している事業所は少ない。

検討

- ・ 他自治体においては、自立支援・重度化防止に向けた独自のインセンティブを設けている事例がある。
- ・ 独自にインセンティブを設けることが更なる自立支援・重度化防止につながるのかどうか、また、どのようなインセンティブの設定が効果的なのか、検討したい。

介護人材確保に関する事業の進捗状況について

令和5年度に介護人材確保に関して、新規実施、既存事業の拡充等についてヒアリングを行った。

【すでに取り組んだ事項】

実施検討事業	ヒアリングでの具体的な提案内容など	進捗状況
介護サービスの適正利用に係る市民への意識啓発（広報おだわらへの記事掲載等）	要介護認定者が増えると、1人当たりの介護保険料が増えることをより積極的に市民に伝えるべきである。	介護の日に合わせて、意識啓発を図るための記事を掲載している。 令和6年度は、介護保険料改定に合わせて広報おだわら6月号に記事を掲載した。令和7年度も11月号に掲載予定。
雇用創造フォーラムの開催	令和6年2月に雇用創造フォーラムが小田原市で開催されるため、今後の施策のひとつとして含めるのが良い（県事業）。	市からもメールにより市内事業所に対しフォーラムの開催について周知した。
職業訓練校（技術校）への働きかけ	職業訓練校の出席者に対して講義を行うと、介護に対する認識の狭さがうかがえるため、現場を見てもらい、どのような働きかけで利用者がどのような反応をするかを見せるのがよい。また、小田原に来てもらうよう、市内の施設見学（市から、訓練校に対して小田原市内への実習）依頼をして、呼び込むのはどうか。訓練校の先生方は実習先を探すことが負担であることから、見学・実習の費用補助やバスツアーの開催が良いと思う。	ケアワーカーコース訓練生が、自発的な学習を目的として個々に介護施設等の訪問を希望した際に、本市の受け入れ可能な施設等について、訓練生に情報提供することとした（市内事業所に照会を行い、完成した一覧を訓練校宛てに提供済み）。
外国人介護人材の居住確保に向けた不動産業界との連携（空き家・賃貸）	外国人介護人材の受入に関する困りごととして、法人が家賃を負担しなければならない、不動産業者が賃貸住宅を貸してくれないことなどがある。	令和7年3月に神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部と外国人介護人材の住宅確保に関する連携協定を締結した。令和7年7月までに2介護事業者から物件相談があった。

児童・生徒に対する、介護を体験する機会の創設	若い時の体験が、職業選択のためのひとつの要素になっているため、中学生を対象とした就職経験・体験が良い。若い時に福祉・介護の視点を持つておくことが必要。中学校の授業カリキュラムに必ず福祉体験を入れる、というのが良いのでは。	令和2年度から出前講座（講師を学校に派遣し、介護に関する講義を行うもの）を行っており、その一環として中学校生徒が介護保険事業所を訪問する形式も可能としている。しかし、生徒が事業所訪問する形式の講座の開催実績はなく、学校派遣型の実績も毎年1校程度となっている。 教育指導要領で定めるカリキュラムに対して年間授業時数に余裕がないことなどから、学校からの派遣要望は少ない。
PR 動画の作成	民間事業者の活動報告を市が管理して発信していくなど、事務的な部分を市が支援するのはどうか。また、介護が大変というイメージを払拭したいため、活動的な様子を見せていくのが良い。外国人に対しても、一緒に働く日本人の姿を見せていくと良い。	市長がサービスを体験する等の内容の動画を作成し、介護職の魅力発信・普及啓発動画を発信した。（令和6年5月まで配信）

【調整中の事項】

実施検討事業	ヒアリングでの具体的な提案内容など	進捗状況
総合事業の推進	他市では基準緩和型サービスを活用し、訪問介護員以外による訪問型サービスを推進している。	引き続き、基準緩和型サービス及び住民主体型サービスに多様な主体が事業者として参入することを促進するため、基準緩和型サービス従事者研修を開催する。なお、買い物や洗濯、調理等の生活援助のみを利用する場合の訪問型サービス事業については、原則、市の研修修了者が提供できる基準緩和型サービスや住民主体型サービスを利用する方針とすることについて、第9期おだわら高齢者福祉介護計画に記載した。
外国人介護人材の住居確保に向けた市営住宅の活用	外国人介護人材の受入に関する困りごととして、法人が家賃を負担しなければならない、不動産業者が貸してくれないことがある。	空き室の多い高層階の市営住宅の活用に向けて、財源確保策について検討中。

好事例の紹介	新任の職員に関東圏内（都会）で5年程度働いてもらい、最新の知識と経験を地方の地元を持ち帰ってもらう、というパターンを具体化しようとする例があるため、切り口のひとつとして検討してもよいのではないか。	令和6年度に、各事業者の改善事例共有を行うため市内介護事業所に事例収集を依頼したが、共有すべき事例が集まらなかった。
--------	--	--

【取組を見送った事項】

実施検討事業	具体的な提案内容など	進捗状況
中小企業等の定年退職者の介護業界への参入促進	定年退職後の再就職先として、介護業界という選択肢があることを認識してもらう必要がある。	産業政策課と調整し、面接会の開催を検討したが、意見交換会において「現地開催の需要は低い」との意見を多数受けたため、実効性がないと判断。
介護分野の監理団体（※）	介護関係の監理団体を小田原でつくると良いのでは。	市内に所在する監理団体は3団体。 個別にヒアリングしたところ、介護分野を取り扱っているのは1団体。市内での実績はないが、依頼があれば対応可能とのこと。
市全体での研修の支援	事業者側でも、市事業者全体での採用など、具体的なアクションを今後行っていく必要があると考える。そのなかで、例えば研修について講師費用は市が負担し参加者の費用は抑えるなど、力を合わせて仕掛けをしていくのが良いのでは。市としても大きなアピールになると思う。	市では、令和3年度から介護保険事業所に勤務する一般職員に対し接遇研修等を実施し、職員の資質向上に向けた取組を支援することを目的として研修講師の派遣事業を行っているが、派遣希望がない状況である。 市では「キャリアアップ補助金」により、既に研修費用を一部負担しているため、本補助金を積極的に利用してほしい。 なお、令和6年度からは介護支援専門員更新研修を新たに対象としたほか、補助上限を1事業所あたり5万円とした。 R4 5事業所、R5 5事業所、R6 10事業所
外国人介護人材の導入コストに対する補助金	外国人介護人材の導入及びその育成に費用がかかる点が阻害要因となり、導入していない法人が多数あるため、補助金を支給してはどうか。	令和6年度から外国人人材の円滑な受入体制の整備を支援することを目的として、受入を検討する市内の介護保険事業所等に対し、技能実習生の受入に係る調整等を行う監理団体などを講師として派遣し、外国人人材の受入に関する情報提供を行う事業を開始したが、希望がなく、実績なし。

物品バンクの運営	職員の住まいは確保できたが、家財が用意できないとケアマネジャーに対し声がかかることがある。すでに社協で様々な不用品の斡旋などを行っているため、(社協の) 既存事業を拡大してはどうか。	対応保留
説明会・面接会（オンライン）	近年は就職先を探す場合、説明会等の現地に足を運ぶことは少なく、インターネットで探すことが多い。市のホームページなどに求人欄があると良いが、ネット上で面接会や Web 説明会であれば簡単に行えるのではないかな。	対応保留

【ヒアリング以外の事項】

事業名	具体的な内容	検討・進捗状況
スケッター	介護事業所における資格がなくても行うことができる仕事と有償ボランティアをマッチングすることで、介護事業所の人手不足解消を図るとともに、高齢者の健康増進・幅広い世代の社会参加を進める。	令和 6 年 11 月にマッチングシステムの提供事業者との連携協定を締結。協定に基づき令和 7 年 9 月まで事業所負担金なしでトライアル実施中。 令和 7 年 5 月 16 日現在、有償ボランティアの登録数は 173 人、利用事業所は 24 事業所である。
介護事業者に対する、待遇改善や諸手当支給への財政的支援の検討	市が独自に待遇改善や諸手当支給への財政的支援を行うことはできないか	本市の介護職員約 3,700 人（推計値）に月 1 万円の処遇改善を行うためには年間約 4 億 4,400 円要する。

区分	概要	提供者	サービス名称	内容
国基準型	以前の介護予防訪問(通所)介護と同じサービス	介護事業所	国基準訪問型サービス	以前の介護予防訪問介護と同一。
			国基準通所型サービス	以前の介護予防通所介護と同一。
基準緩和型	市独自の基準によるサービス	法人（介護事業所に限定しない）	基準緩和訪問型サービス	身体介護を除く掃除などの生活援助のみ。
			基準緩和通所型サービス	入浴、排せつ、食事等の介助を行わないミニデイやサロンの運営。
住民主体型	市独自の基準による住民主体のサービス	特に制限なし。 (住民組織を想定)	住民主体訪問型サービス	身体介護を除く掃除などの生活援助のみ。
			住民主体通所型サービス	入浴、排せつ、食事等の介助を行わないミニデイやサロンの運営。

国基準型サービスの内容について

- ▶ 以前まで提供されていた介護予防訪問介護や介護予防通所介護と同じサービス。
- ▶ 自宅でサービスを受ける「**国基準訪問型サービス**」と自宅から通う「**国基準通所型サービス**」がある。

国基準訪問型サービス

- ・入浴介助などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助の両方、またはいずれかを提供するもの。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防訪問介護と内容や基準は変わらない。）

《サービスの具体例》

訪問介護員による
入浴等の介助



訪問介護員による
掃除や洗濯



訪問介護員による
食事の準備や調理



国基準通所型サービス

- ・施設に通って、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するもの。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防通所介護と内容や基準は変わらない。）

《サービスの具体例》

機能訓練



レクリエーション



食事や入浴の介助



サービスの内容について

- ▶ 市の指定する研修の修了した者が提供するサービス。小田原市独自のサービス。
- ▶ 自宅でサービスを受ける「訪問型サービス」と自宅から通う「通所型サービス」がある。
- ▶ 基準緩和型は法人の従業員が、住民主体型は住民などの団体がサービスを提供する。

訪問型サービス

- ・ 掃除・洗濯などの生活援助を提供するもので、**入浴介助等の身体介護は行わない**。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。**（これまでの介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス。）**

《サービスの具体例》

市指定研修修了者
による掃除や洗濯



市指定研修修了者
による食事の準備
や調理



通所型サービス

- ・ 施設に通って、日常生活上の世話を提供するもの。**食事・入浴の介助等を行わない**。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。**（これまでの介護予防通所介護の基準を緩和したサービス。）**

《サービスの具体例》

簡単な体操などの
運動



レクリエーション



総合事業の利用状況について

「おだわら高齢者福祉介護計画」における見込量と実績の推移

訪問型サービス事業

項目	上段:見込量 下段:実績値					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準訪問型サービス利用人数(人/月)	483	498	413	399	298	190
	424	404	403	410	—	—
基準緩和訪問型サービス利用人数(人/月)	10	11	9	27	138	252
	9	9	5	1	—	—
住民主体訪問型サービス利用人数(人/月)	3	4	4	5	6	7
	2	3	3	4	—	—
短期集中訪問型サービス利用人数(人/年)	2	3	3	4	5	6
	2	2	1	1	—	—

通所型サービス事業

項目	上段:見込量 下段:実績値					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準通所型サービス利用人数(人/月)	1,120	1,156	963	971	992	1,007
	945	943	951	946	—	—
基準緩和通所型サービス利用人数(人/月)	77	79	70	71	73	74
	77	69	64	56	—	—
住民主体通所型サービス利用人数(人/月)	25	30	6	7	8	9
	5	5	6	5	—	—
短期集中通所型サービス利用人数(人/年)	80	100	66	80	80	80
	53	58	61	46	—	—

※令和4年度以前の見込量は第8期計画、令和5年度以降の見込量は第9期計画において設定したものであるため、令和5年度から6年度にかけて、見込量の数値が大きく変動しています。

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [介護・高齢者](#) > [高齢化社会の福祉政策](#) > 介護生産性向上推進事業について

介護生産性向上推進事業について

介護生産性向上推進事業

介護生産性向上推進事業の目的

介護ロボット・ICTを活用した介護現場の生産性向上

急速な高齢化により介護サービスに対する需要が増加・多様化する一方、生産年齢人口は急減している中で、介護ロボット・ICTの導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者へのサービスの質を向上させることが重要です。

介護生産性向上推進事業の取組

介護生産性向上総合相談センター

介護事業所における介護ロボット・ICTの導入を主とした生産性向上に関する各種相談をお受けします！

介護生産性向上総合相談センターはこちら

介護ロボット・ICTの導入支援

介護ロボット・ICT導入支援事業

介護ロボット・ICT等の導入に補助金を交付します！

介護ロボット・ICT 導入支援事業はこちら

ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

ケアプランデータ連携システムの活用促進に向けた事業に補助金を交付します

ケアプランデータ連携事業はこちら

介護現場革新会議

福祉関係者、中小企業支援や雇用などの多様な関係団体・有識者からなる「介護現場革新会議」を開催し、地域における介護現場の課題に即した対応方針や計画、介護生産性向上総合相談センターの運営方針について取りまとめます。

神奈川県介護現場革新会議はこちら

介護ロボット・ICTに関する様々な施策（リンク集）

高齢福祉課以外に神奈川県で行っている施策

神奈川県産業労働局産業振興課

急速に進む高齢化や、自然災害から県民のみなさんの「いのち」を守るため、生活支援ロボットの実用化・普及を進めています。

さがみロボット産業特区

[（別ウィンドウで開きます）](#)

国で行っている施策

厚生労働省

介護ロボット開発・実証・普及
プラットフォーム

[（別ウィンドウで開きます）](#)

県内市町村で行っている施策

横浜市

40歳以上の中高齢者、または外国人を雇用した法人に対して介護ロボット等の導入を支援します。

横浜市

[（別ウィンドウで開きます）](#)

他機関で行っている施策

(1) 公益財団法人テクノエイド協会

福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具の臨床的評価等を行うことにより、福祉用具の安全かつ効果的な利用を促進し、高齢者及び障害者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

テクノエイド協会

[\(別ウィンドウで開きます\)](#)

(2) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）によるロボット介護機器開発・導入促進事業の推進支援とその成果の広報を主要な目的とし、加えて介護用ロボットの社会的認知と普及に貢献することを目指しています。

介護ロボットポータルサイト

[\(別ウィンドウで開きます\)](#)

[健康・福祉](#)

このページに関するお問い合わせ先

[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)です。

[ページの先頭へ戻る](#)

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007

© 1995 Kanagawa Prefectural Government.

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [介護・高齢者](#) > [高齢化社会の福祉政策](#) > [介護生産性向上推進事業について](#) > かながわ介護スマート相談室（介護生産性

かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）

令和7年6月に「介護生産性向上総合相談センター」の愛称が「かながわ介護スマート相談室」に決定しました。

令和6年度より、「かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）」を開設いたしました！

「かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）」設置の目的

急速な高齢化により介護サービスに対する需要が増加・多様化する一方、生産年齢人口は急減している中で、介護サービスの質の確保を図りながら、介護職員の働く環境改善を推進する必要があります。

また、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出された時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上に繋げていくことが重要です。

そこで、介護事業所における介護ロボット・ICTの導入を主とした生産性向上に資する取組を支援するために、ワンストップ型の相談窓口を設置いたしました。

また、当センターの取組を介護現場に携わる方々にもっと知っていただくとともに、介護生産性向上の取組に関して気軽に相談いただける窓口となることを目指して、公募のうえ、令和7年6月に「かながわ介護スマート相談室」の愛称が決定しました。

愛称応募者：米井 寛さん

法人名：社会福祉法人啓生会（理事長 井上 洋明）

「かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）」相談窓口

かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）はこちら

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

事業推進部業務支援課（委託先）

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

電話：045-662-9538

「かながわ介護スマート相談室（介護生産性向上総合相談センター）」の主な事業内容

介護ロボットの試用貸出

試用貸出期間を2週間～1ヶ月とし、介護ロボットの試用貸出を実施いたします。

※介護事業所等に費用負担はありません。

介護事業所への業務アドバイザー

次の(1)～(4)に関する取組を行うことにより、介護事業所の課題に対応した介護ロボット・ICT導入等に関する助言等の支援を行います。

(1)介護ロボット・ICTの活用についての相談対応

相談内容に応じ、可能な限り具体的な解決策を提示いたします。

(2)介護ロボットを導入しようとする県内の介護事業所に対する伴走支援（タイプA）

介護ロボットを導入しようとしている県内の介護事業所に対して、個別に施設における課題の見える化、課題を踏まえた適切な介護ロボット等の選定に関する助言等の支援を行います。

(3)既に介護ロボットを導入している県内の介護事業所に対する伴走支援（タイプB）

過年度に介護ロボット導入支援補助金を活用して、介護ロボットを導入したが活用頻度や成果が十分ではないと感じている県内の介護事業所に対して、個別に助言等の支援を行います。

(4)介護ロボット導入のパッケージモデル等の普及のための研修会の実施（年度内3回実施予定）

パッケージモデル等でまとめられた、現場の課題とそれに応じた介護ロボットの選定、介護ロボット導入時の留意事項、介護ロボット導入による効果等について説明いたします。

伴走支援事業所による成果報告会の開催

伴走型の支援により、介護ロボット・ICT等を導入し、介護現場の生産性が向上されたモデル事業所の成果報告会を、令和7年2月28日に開催いたしました。

伴走支援タイプA

業務アドバイザーが対象施設に対して、課題の見える化からその課題に応じた介護ロボット等の介護テクノロジーの選定・運用まで伴走型の支援を行いました。

（業務アドバイザーによる伴走支援概要報告は、[こちら（PDF：4,811KB）](#)）

法人名	施設名	所在地	HP	成果報告会資料
医療法人勝又	介護老人保健施設あじさいの郷	開成町	https://katsumata-mc-hp.jp/ajisainosato/	報告資料（PDF：780KB）
社会福祉法人中川徳生会	特別養護老人ホームビオラ市ケ尾	横浜市	https://nakagawa-tokushokai.com/main/office/viola_ichigao.html	報告資料（PDF：1,364KB）
社会福祉法人麗寿会	社会福祉法人麗寿会ふれあいの麗寿 ユニット型	茅ヶ崎市	https://www.reijukai.or.jp/	報告資料（PDF：1,059KB）

社会福祉法人いきいき福祉会	特別養護老人ホームラポール藤沢	藤沢市	https://www.rapport.or.jp/facility_search/fujisawa_zengyo/	報告資料（PDF：1,781KB）
医療法人社団廣風会	介護老人保健施設ラ・クルテ	横浜市	https://hc-mugi.com/	報告資料（PDF：1,713KB）
神奈川県厚生農業協同組合連合会	介護老人保健施設 ほほえみの丘	伊勢原市	https://www.kouseiren.net/hohoe_mi/	報告資料（PDF：1,821KB）

伴走支援タイプB

令和5年度補助金を活用して介護ロボットを導入したものの、成果が十分ではない等と感じている対象施設に対して、介護ロボットの有効活用及び生産性向上を目指し、業務アドバイザーが伴走型の支援を行いました。

（業務アドバイザーによる伴走支援概要報告は、[こちら（PDF：1,508KB）](#)）

法人名	施設名	所在地	HP	成果報告会資料
社会福祉法人大六福祉会	伊勢原ホーム（介護老人福祉施設）	伊勢原市	https://dairoku.org/?page_id=6	報告資料（PDF：1,623KB）
社会福祉法人兼愛会	しょうじゅの里小野（介護老人福祉施設）	横浜市	https://www.akaedakai.com/on_o/	報告資料（PDF：1,379KB）

介護ロボットの体験展示

介護関係者様や県民の皆様に介護ロボットを周知するため、体験展示場を設置しております。

介護ロボット体験展示はこちら

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団（委託先）
横浜市反町福祉機器支援センター
〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4
開館時間：午前9時～午後5時
休館日：月曜日、祝日、年末年始

介護生産性向上の取組を先進的に行っている介護事業所の事例紹介

令和6年8月8日に開催された「介護現場革新会議」において、介護生産性向上の取組を先進的に行っている介護事業所の事例紹介を行いました。当日の資料を掲載しますので、テクノロジー等を活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の負担軽減及び介護サービスの質向上を検討する際にぜひご活用ください。

[社会福祉法人小田原福祉会 特別養護老人ホーム 潤生園（PDF：7,411KB）（別ウィンドウで開きます）](#)

[社会福祉法人吉祥会 介護老人福祉施設 寒川ホーム（PDF：2,923KB）（別ウィンドウで開きます）](#)

このページに関するお問い合わせ先

[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課へのお問い合わせフォーム](#)

福祉施設グループ

電話：045-210-1111

内線：4853,4854

ファクシミリ：045-210-8874

このページの所管所属は[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)です。

[ページの先頭へ戻る](#)

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007

© 1995 Kanagawa Prefectural Government.

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [介護・高齢者](#) > [高齢化社会の福祉政策](#) > [介護生産性向上推進事業について](#) > 介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金の

介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金の交付

神奈川県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金

介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金



最新情報

令和7年度補助事業の案内については、もうしばらくお待ちください。

(以下に掲載されている内容は令和6年度補助事業のものです。)

目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジー導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境改善を図ることを目的とします。

交付対象者

介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）

補助メニュー

- ①介護ロボット導入支援事業費補助金
- ②ICT導入支援事業費補助金
- ③介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業費補助金

※各介護事業所につき、1つの補助メニューのみのご申請となります。

優先順位

県の予算に限りがあるため、交付できない可能性があります。

県の予算額以上の申請があった場合は、次の選定方法により選定された介護事業所に対し、交付することとします。

- (1) 申請者により、申請の段階で優先順位付けされた事業所をもとに、各法人優先順位第1位から選定する。
- (2) (1) により各法人優先順位第1位の事業所を選定してもなお、予算額の範囲内に収まる場合には、各法人第2位以下の事業所を順次選定する。
- (3) (1) 及び (2) において、予算額以上となった場合には、上記補助メニューごとに次のとおりとする。
 - ・①の場合、過去に神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）「介護ロボット導入支援事業費補助金」を受けたことがない法人を優先する。
 - ・②の場合、過去に神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）「ICT導入支援事業費補助金」を受けたことがない法人を優先する。
 - ・③の場合、過去に神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）「介護ロボット導入支援事業費補助金」及び「ICT導入支援事業費補助金」を受けたことがない法人を優先する。
- (4) (1) ～ (3) において、同一条件となった場合には抽選等により選定する。

なお、各補助メニューにおいて、前年度に交付決定を受けたものの、やむを得ない事由により取下げを行った法人で取下げの申請を速やかに行った場合は、選定方法（3）の各補助金を受けたことがない法人に含まれるものとする。

申請期間

未定

各補助メニューの事業概要について

①介護ロボット導入支援事業費補助金

補助対象

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットの導入に要する経費

補助額

1介護事業所あたり1機器につき導入経費の5分の4（補助限度額30万円（移乗支援及び入浴支援、その他に限り100万円））
※リース・レンタルも含む

補助上限額

1介護事業所あたり500万円

②ICT導入支援事業費補助金

補助対象

介護ソフト、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器（Wi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要な機器を含む）の購入・設置費等※リース・レンタルも含む

補助額

1介護事業所あたり導入経費の5分の4

補助上限額

1介護事業所あたり、職員数に応じて設定。

- ・職員1人～10人：100万円
- ・職員11人～20人：160万円
- ・職員21人～30人：200万円
- ・職員31人以上：260万円

③介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業費補助金

補助対象

- ①及び②で定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせで導入する場合に必要な経費
- 見守り機器の導入に伴う通信環境整備（次に掲げる3つの経費）
 - ・ Wi-Fi環境を整備するために必要な経費
 - ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果的なコミュニケーションを図るためのインカム
 - ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

補助額

1介護事業所あたり導入経費の5分の4

補助上限額

1介護事業所あたり1,000万円

留意事項

- ③介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業費補助金の対象経費である「複数テクノロジー」とは、①介護ロボット導入支援事業費補助金及び②ICT導入支援事業費補助金の組合せをいいます。
- ③介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業費補助金の対象経費である「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」は他のテクノロジーと組み合わせなくても、③の対象となります。
- 「介護ロボット」のみの複数台、複数種類の導入、「ICT」のみの複数台、複数種類の導入は「複数テクノロジー」の組合せとしません。

〈組み合わせ例〉

テクノロジーの組み合わせ				補助メニュー	事業所あたりの上限額
例①	介護ロボット		I C T	パッケージ型	1,000万円
例②	介護ロボット		通信環境整備		
例③	I C T		通信環境整備		
例④	介護ロボット	I C T	通信環境整備		
例⑤	通信環境整備				
例⑥	介護ロボット①	介護ロボット②	介護ロボット③	介護ロボット	500万円
例⑦	I C T①	I C T②	I C T③	I C T	100～260万円

提出先及び問合せ先

未定

補助金申請等に関する問合せ先

未定

ロボット導入に関する他の補助金について

～産業振興課からのお知らせ～

産業振興課では、生活支援ロボットの導入経費を最大100万円まで補助する「ロボット導入支援補助金」を行っていますので、そちらも併せてご利用ください。

産業振興課の補助金のご案内はこちら

[（別ウィンドウで開きます）](#)

このページに関するお問い合わせ先

福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課へのお問い合わせフォーム](#)

福祉施設グループ

電話：045-210-1111

内線：4845

このページの所管所属は[福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課](#)です。

[ページの先頭へ戻る](#)

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007

© 1995 Kanagawa Prefectural Government.



第8期事例集

(令和5年7月～令和6年6月)

かわさき
けん こう ふく じゅ
健幸福寿
プロジェクト

～めでたさや 梅の香りとわが健幸～



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



どんな生活を送りたいと思っていますか？
どんな生活を送っていただきたいと思っていますか？

介護が必要になっても「やりたいこと」をあきらめないでほしい

「やりたいこと」を実現して、「健やか」で「幸せ」になっていただきたい

そして、その方の「やりたいこと」を叶えるために、
目標に向かって取り組む介護サービス事業所や介護にかかわる方たちを応援したい

要介護度等を改善するだけでなく、維持することのすばらしさもたたえたい

そんな想いで、
わたしたちは「かわさき健幸福寿プロジェクト」に取り組んでいます。



「かわさき健幸福寿プロジェクト」とは？

介護サービス事業所と介護サービス利用者が、要介護状態の改善・維持に向けて、取り組むプロジェクトです。要介護度等の改善・維持につなげた介護サービス事業所のケアを評価し、市長からの表彰を行うなどインセンティブの贈呈を行っています。



第8期表彰式の様子

介護サービス利用者の方へ

「こんな生活を送りたい」という目標をもっていただくことが、初めの一歩です。プロジェクトへの参加申込は、介護サービス事業所の方にご相談ください。川崎市の介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護認定を受けている方が対象となります。

期待
できること！

生活の質や意欲が向上する
質の高いサービスを受けられる など

こんな
ことも！?

表彰式で市長からの表彰
「参加の証」カード（全員）や
反射素材を用いた「キーホルダー」（全員）の
贈呈 など



介護サービス事業所の方へ

介護サービス利用者の目標達成に向けて、その方が利用している介護サービス事業所がチームとなり、要介護状態の改善・維持に向けてサービスの提供を行います。

意欲的に取り組み、ご活躍された介護サービス事業所には、川崎市から成果に応じてインセンティブを贈呈します。

期待
できること！

モチベーションが向上する
スタッフのスキルがアップする など

こんな
ことも！?

表彰式で市長からの表彰
金賞受賞事業所への報奨金の贈呈
認証シールの交付（全参加事業所）
川崎市ホームページ等での
参加事業所の広報 など



第9期の参加事業所
にはこの色の
ポスターを配布



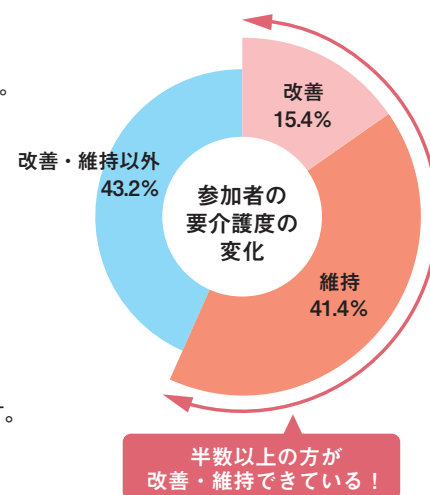
第8期（令和5年7月～令和6年6月）の取組結果について

介護サービス事業所 280か所

※第8期参加事業所の一覧は13ページ以降に掲載しています。事業所を探す際の参考にしてください。

利用者
551名

要介護度の変化
 ●改善された方85名（15.4%）
 ●維持された方228名（41.4%）



「維持」ってすごいんです！

このプロジェクトでの「維持」とは、通常の要介護度の維持とは異なり、「要介護度の悪化までの平均月数」（市内全被保険者）を超えて維持されている方を指します。悪化せず、一定期間維持できることはすばらしいことであり、まさに参加者・介護サービス事業所の努力の結果になります。

引き続き 風間トオルさんが応援サポーターに！

令和6年度も俳優の風間トオルさんに応援サポーターとして、「かわさき健幸福寿プロジェクト」を推進していただくことになりました。活動の一環として、本プロジェクトに参加している介護サービス事業所を訪問して、スタッフ・利用者の方々と交流しました。また、表彰式&トークイベントにも登壇いただきました。



かわさき健幸福寿プロジェクト 応援サポーターの風間トオルです。「やりたいこと」を叶えるために、要介護度等の改善・維持に向けて頑張る皆さんと一緒に取り組む介護スタッフを応援します。かわさき健幸福寿プロジェクトに参加して、一緒に頑張っていきましょう！



参加事業所に訪問し、事業所や利用者の方にお話を聞いたり、嚥下障害がある中でカツ丼を食べたいという目標を達成された方と一緒にカツ丼を味わいました。



第8期 表彰式&応援サポータートークイベントに参加。熱い応援メッセージを送りました。



かわさき健幸福寿プロジェクト特設サイトのご案内

「かわさき健幸福寿プロジェクト」の特設サイトでは、表彰式の様子や介護サービス利用者、介護サービス事業所へのお知らせなどを掲載しています。また、プロジェクトへの参加も特設サイトを通じて受け付けています。ぜひ、ご覧ください。

特設サイトのホームページはこちら



各メニューの内容をご紹介します

スマートフォンからのアクセス時は、右上の「MENU」をクリック！

健幸福寿とは ABOUT

かわさき健幸福寿プロジェクトの概要



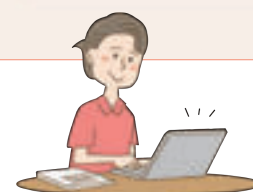
表彰式 AWARDS

市長からの表彰の様子等



動画 MOVIE

風間さんの事業所訪問動画



事例紹介 CASE

事例集をスマホでも！

これまで発行した事例集を、スマートフォンやパソコンで手軽に閲覧できます。過去の事例を参考にしたい方などにおすすめです。

スマホやパソコンで！



「杖なしで歩けるようになりたい」 強い思いを応援したいとチームが団結

～在宅で複数のサービスを活用した取組～

第8期
金賞



左から、轟修一さん、澁谷晴子さん、黒木則行さん、黒木紀子さん（ご家族）、宮崎勇三さん、神長（菊地）亜紀さん、川崎允嗣さん

体幹バランスや姿勢改善に注力。歩行の安定性を高める

脳出血で入院した黒木さんは、手すりや介護ベッドを導入し環境を整えて自宅に戻りました。左手足に運動マヒや感覚障害がありましたが、杖歩行は可能で、通所リハビリで、歩行状態の改善を目指して週2回個別リハビリ



を行いました。プロジェクトに参加したのは、体力がついて通所リハビリが週1回になったころ。介護支援専門員は「杖なしで歩けるようになりたい」という強い思いのある黒木さんを応援したいと考えたのです。

屋外歩行はできていたものの、前傾姿勢でつまずきやすかったため、体幹バランスや姿勢改善、歩行の安定性向上を目指して通所リハビリを継続するとともに、機能訓練型の通所介護を追加しマシンを使ったパワーリハビリを開始。定期的に姿勢チェックも行い、改善状況をチームで共有しました。

もともと勤勉な黒木さん。自宅近く

の散歩を日課にすると次第に歩行状態が改善し、周囲からも姿勢が良くなったとほめられるように。バス乗り場で転倒するアクシデントもありましたが、理学療法士が立ち上がり時の姿勢を意識するよう声かけをし、転倒を防ぐリハビリに重点を置いて取り組みました。その結果、安全に歩くため杖は欠かせませんが、毎日1時間程度の散歩ができるまでになったのです。「2階まで上れるようになる」「遠方で諦めていた同窓会に出席する」、さらに「生まれたばかりの孫にランドセルを買ってあげる」と段階を追った目標を設定し、リハビリに励んでいます。

TOPIC

《したい! × やりたい!》 を叶えるために

5人の孫の存在がリハビリの原動力に

「何といっても孫はかわいいよ」と黒木さんは目を細めます。生後3か月から小学6年生まで5人のお孫さんの成長が生きがいです。4歳のお孫さんには2年後、生まれたばかりのお孫さんには6年後、ランドセルを買うことを目標に、奥さまやお子さま、お孫さんたちが黒木さんの頑張りを支えています。「歴史好き」という共通の話題があるという6年生のお孫さんは、黒木さんのリハビリに役立ててほしいと鳥獣戯画のなぞり絵をプレゼントしてくれました。ランドセルを手にしたお孫さんの、「ありがとう」という笑顔が今から目に浮かぶようです。



お孫さんの写真を見ている様子

利用者の状況やケアの変化

令和3年 9月 ● 脳皮下出血。左手足に運動マヒ、感覚障害が残る
救急病院からリハビリ病院に転院

令和4年 1月 ● 退院カンファレンス。自宅に戻ることにより要介護4

令和4年 2月 ● 住宅改修完了、介護ベッドを設置し自宅に戻る

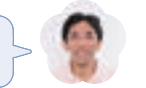
立ち上がりに不安があったので、介護ベッドは黒木さんに合った高さに調整しました



福祉用具専門相談員 川崎さん

通所リハビリ週2回利用、入浴サービスも利用

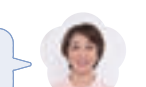
関節可動域訓練で柔軟性を維持しながら、筋力を落とさないよう個別リハビリを行っています



理学療法士 宮崎さん

令和5年 4月 ● 体力が向上し、自宅で入浴が可能になる通所リハビリ週1回に

全身を使いやすくする体操のプログラムを組み込みました



健康運動指導士 神長（菊地）さん

令和5年 6月 ● 機能訓練型通所介護を開始する

他の利用者さんと会話して、お互いに頑張ろうと意欲が増えています



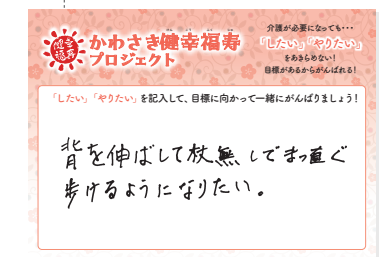
通所介護 管理者 轟さん

令和5年 7月 ● プロジェクト参加

令和5年10月 ● 要介護2に改善

令和6年 6月 ● 電車やバスを乗り継ぎ、外出の練習を開始する通所リハビリでは階段昇降のメニューを追加

令和6年 9月 ● 金の認証シール受賞



黒木さんの今後の目標シート

CHECK! インタビューを特設サイトでも!



「一人でトイレに行きたい」 日常生活の自立を優先。車いす自走で目標を実現

～在宅で複数のサービスを活用した取組～

第8期
金賞



前列左から、福島純平さん、松田アキさん、小林勇さん 後列左から、村越妙美さん、諏訪汐香さん、高沢志桜里さん、伊藤陽子さん、田中亜樹さん

多職種とのかかわりで笑顔が増え、意欲も向上

養護老人ホームで自立して暮らしていた松田さんは、腰椎圧迫骨折のため歩行ができなくなりました。「歩いてトイレに行きたい」という思いが強かったものの、立つ・座るといった動きさえ難しいなか松田さんの希望どおり歩行練習をしていいのか、介護支援専門員は判断に迷いました。地域リハビリテーション支援拠点のコーディネーターに相談したところ、まずは車いすを自走できるようにしてはどうかと助言され、目標を「車いすを自走してトイレに行く」に変更。車いすとクッションを導入、調整するとともに、ホームと別フロアにある通所介護

と訪問リハビリを開始しました。訪問リハビリでは、基本動作が安全にできるよう筋力訓練や起立支援を、通所介護では足こぎ動作を丁寧に支援しました。松田さんが熱心に取り組む姿を見た介護支援専門員は、この意欲を介護度改善につなげたいとプロジェクトに参加することにしたのです。

それまでほぼ居室フロアだけで過ごしていたのが、多職種の方とかわるようになると表情が明るくなり、機能訓練への意欲も一層向上。足こぎ動作が安定していききました。表彰式のため久しぶりに外に出た松田さんが、「昔はここで買い物をしていたのよ」と思

い出話をしたのをきっかけに、さらに関心を外に向けてほしいと外部の通所介護も開始しました。歩行練習を継続して「歩きたい」意欲を維持するとともに、新しい「やりたい」も引き出していきたいと考えています。



《したい! × やりたい!》

を叶えるために

状態に合わせた機能訓練

松田さんの目標を方向転換したのは、地域リハビリテーション支援拠点※のコーディネーターの助言でした。リハビリ専門職としての視点から松田さんの動作評価をしたところ、座位が安定せず、背骨も曲がっているため、現時点での歩行は難しいと判断。トイレに行くなど日常生活の自立を優先し、車いすを足こぎして自走できるようにするという方針に変更したのが奏功し、目標を達成しました。コーディネーターがチームを支援したことで、松田さんの状態に合わせた機能訓練が実現したのです。



機能訓練の様子

※地域リハビリテーション支援拠点：市が市内11か所の病院や介護老人保健施設に委託している機関。ケアマネジャーや地域包括支援センター等の依頼に応じ、利用者のよりよい生活に向けてリハビリ専門職が医療・介護の両面から助言・提案等を行います。

利用者の状況やケアの変化

- 令和5年 2月 ● 腰椎圧迫骨折。
立ち上がり・起き上がり・歩行動作が難しく、車いす移動に
- 令和5年 3月 ● 要介護4
通所介護、週2回利用
- 令和5年 4月 ● 地域リハビリテーション支援拠点の担当者より、歩行等動作の評価を受け、車いす足こぎでの移動を勧められる。車いすとクッションを検討。自走してもらうことに

足が床に届くよう低めの車いすを選定し、フットサポートも外しました



福祉用具専門相談員 福島さん

「右足を出しましょう」「次は左足を出しましょう」と一歩ごとに声かけをして足こぎの練習をしました



通所介護支援員 高沢さん

- 令和5年 6月 ● 訪問リハビリ開始
歩行器での歩行練習

不安にならないように、リハビリの内容をわかりやすく伝えてから行いました



訪問リハビリ作業療法士 田中さん

- 令和5年 8月 ● プロジェクト参加

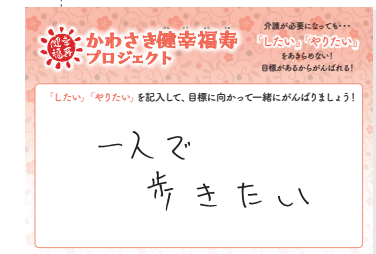
松田さんの意思を尊重して、前向きな声かけを心がけています



介護支援専門員 伊藤さん

- 令和5年10月 ● 車いすでの足こぎが安定し、一人でトイレに行き、移動も自由にできるようになる
- 令和6年 4月 ● 要介護2に改善
職員による見守りが必要だが、歩行練習を継続する

- 令和6年 8月 ● 金の認証シール受賞



一人で歩きたい

松田さんの
今後の
目標シート

CHECK! インタビューを特設サイトでも!



「周りの役に立つことをしたい」 お手伝いして感謝されるとさらに意欲が湧く好循環へ

～特別養護老人ホーム 柿生アルナ園での取組～

第8期
金賞



前列左から、岩淵淳子さん、原田幸恵さん、腰塚潤一さん 後列左から、境田芽生さん、富田将弘さん、鈴木聡さん、落川晃央さん

役立つことへの自信が精神的安定につながった

原田さんは柿生アルナ園に入所して4年。認知症による不安症状を抱え、時折「物盗られ妄想」が見られるなど気持ちの浮き沈みがありました。一方で、「**周りの人の役に立ちたい**」という思いも一貫していたため、不安症状を緩和する手段として活動への参加意欲を生かす取組みを行おうとチームが



意思を統一。原田さんに座ってできる軽作業のお手伝いをお願いし、やってくださったことに対して、必ず「ありがとうございます。助かりました」と言葉をかけるようにしました。

こうして職員とのやり取りが活発になり、心のつながりが強まるにつれ、原田さんは「**人の役に立てた**」という**充足感から表情が生き生きとしてきました**。それとともに、不安をもたらし一因となっていた、他の入所者の些細な行動に一喜一憂することが少なくなっていたのです。お手伝いを続けるためにも足の力を衰えさせたくないという思いも強くなり、理学療法士に

よる機能訓練に加え、**自主的に歩行練習を行う**ようになりました。機能訓練が進むとともにお手伝いの意欲がさらに湧くという好循環が生まれたのです。

今では気持ちが安定し、物盗られ妄想はほとんどなくなりました。お手伝いの輪が他の入居者にも広がると、**周囲となごやかに談笑する場面も増えて**います。金賞を受賞して、「**元気になってよかったです**」と満面の笑顔の原田さん。体調が気持ちに直結するので、チームは体調管理と転倒リスクに留意しながら現在の良好な心身状態を維持できるようサポートを継続しています。

TOPIC

《したい! × やりたい!》 を叶えるために

適量を見極めて、成功体験を積む

原田さんにお手伝いを頼む際にチームが心がけているのは、原田さんの負担になり過ぎない、でも少し負荷がかかる程度の仕事量。その日の様子から、「20分なら集中して取り組める」など原田さんにとっての“適量”を職員が見極め、タオルをたたんでもらったり、少しの間他の入所者を見守ってもらったりするなどの仕事をお願いしています。お手伝い後に職員からお礼を言われると、「お願いされたことをやり遂げた」という自信になり、「またいつでも言ってね」と次のやる気につながったのです。成功体験を積んで、原田さんの笑顔も増えています。



歩行練習の様子

チームケア体制

特別養護老人ホーム 柿生アルナ園

理事長
(施設長) 鈴木聡さん
副施設長 落川晃央さん

生活相談員
岩淵淳子さん

介護職員
腰塚潤一さん

管理栄養士
境田芽生さん

手伝いや
周りの役に立つ
ことがしたい



原田幸恵さん (95歳)

要介護度 5▶3

日常生活動作 (ADL) 38▶34

理学療法士
富田将弘さん

介護支援専門員
白鳥寿一さん

利用者の状況やケアの変化

令和2年 1月 ● 自宅で転倒、骨折し入院

令和2年 3月 ● 介護老人保健施設に入所

令和2年 6月 ● 特別養護老人ホーム柿生アルナ園に入所
要介護5
車いすは自力操作可能
理学療法士と歩行訓練

原田さんができることはできるだけ助けないで見守っています



理学療法士 富田さん

令和3年 3月 ● クラブ参加やたたみ物のお手伝い、他入所者との交流が増える

令和4年 7月 ● コロナの影響で、活動量が落ちる食事を喉につまらせることがある

喉のつまり感がなくなるよう、食べやすく消化の良いものを提供しました



管理栄養士 境田さん

令和5年 5月 ● 「ものがなくなった」などの発言がある他入所者との口論が見られる

原田さんの気持ちを尊重し、否定しないようにしました



介護職員 腰塚さん

令和5年12月 ● **プロジェクト参加**
自主的な歩行訓練を行うように

令和6年 1月 ● タオルたたみなどのお手伝いをする周囲の方となごやかに話をしている

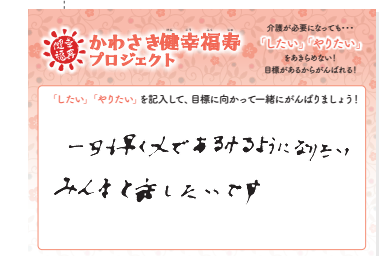
原田さんが役割を果たせる場面をつくるよう心がけました



生活相談員 岩淵さん

令和6年 2月 ● **要介護3に改善**

令和6年 9月 ● 自力でのベッドから車いすへの移乗動作が安定金の認証シール受賞



原田さんの
今後の
目標シート

CHECK! インタビューを特設サイトでも!



CASE1 から3に登場してくださった参加者は、
さまざまな専門職に支えられて、状況が改善していきました。
介護が必要な方に寄り添い、心身ともに支えている
専門職の皆さんは、日ごろどんな思いで仕事をしているのでしょうか。

介護支援専門員

ご本人とご家族の話をよく聞くことが一番



大切にしているのは、ご本人やご家族のお話をよく聞くことです。配偶者やお子さまなど、ご本人にかかわるさまざまな方のお話を聞けば、多様な視点からその方を把握することができます。そうすれば、在宅介護が難しくなったり、キーパーソンがいらっしゃらなくなったりして困ったときでも、スムーズに支援できるからです。さらに、ケアプランにもその方の思いを的確に反映することができます。「私が言いたいことをよくわかってくれたね」と言ってくださると、介護支援専門員冥利に尽きますね。



■ 定玲会ケアサポートセンター 主任介護支援専門員 澁谷晴子さん（CASE1）

福祉用具専門相談員

信頼関係を築くには、ご本人を把握することから



まずは元気に挨拶をして、ご利用者さまに好印象を持ってもらうよう心がけています。信頼関係を築くことができないと、その方が本当に困っていることを教えていただけません。ご利用者さまはお一人おひとり違うので、お話をしたり部屋の様子を見たりしながら、その方がどんな人なのかを見極めるようにしています。今後高齢者はますます増加しますが、身長など体格は違います。従来の規格が通用しなくなるかもしれないので、新しい知識を身に付け、視点も変えていかないといけないと気を引き締めています。



■ サクラサービス（株）幸営業所 福祉用具専門相談員 福島純平さん（CASE2）

管理栄養士

食事でその方の生活を支えていきたい



施設で暮らす方にとって一番の楽しみは食事。毎日楽しみにしていただけるような食事を目指しています。皆さんから「おいしかった」と言ってもらえると、また喜んでもらおうと頑張る原動力になります。他にも、いつもよりたくさん食べてくださったり、食べるスピードが速くなったりすると、喜んでくださっているのがわかります。特養は生活の場。入所者をよく見て、介護職から状況変化を聞き取ることで、お一人おひとりに合った食事を提供し、生活を支えていきたいと思っています。



■ 特別養護老人ホーム 柿生アルナ園 管理栄養士 境田芽生さん（CASE3）

特設サイトはこちらから！



第8期 かわさき健幸福寿プロジェクト

介護サービス事業所一覧

第8期（令和5年7月～令和6年6月）にプロジェクトに参加し、介護サービス利用者の要介護度等の改善・維持に積極的に取り組まれた介護サービス事業所を紹介します。

※令和6年11月時点のものです。

※事業所名や事業所番号の変更があった場合に反映できていない場合がございます。ご了承ください。

※携帯電話や市外からかけるときは、最初に川崎市の市外局番「044」を付けてください。



居宅介護支援

サービスを利用する際に、介護支援専門員がケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

川崎市社会福祉協議会
かわさき訪問介護支援事業所

住所 川崎市富士見1-6-3
読売川崎富士見ビルB-1棟6階

☎222-5784
参加回数 7

ケアプランはれサポ

住所 川崎市新川通1-11-202

☎280-6725
参加回数 1

あっぷるケアプランセンター川崎

住所 川崎市元木1-6-8
ホクドウビル3階

☎589-3290
参加回数 1

恒春園居宅サービスセンター

住所 川崎市小川町10-10

☎211-1301
参加回数 1

SOMPOケア 川崎日進 居宅介護支援

住所 川崎市日進町22-3
吉田貸事務所

☎221-9061
参加回数 4

アイスタッフ ケアステーション 大師

住所 川崎市大師町10-6
アイスタッフビル

☎589-7080
参加回数 8

社会福祉法人セイワ 桜寿園居宅介護支援センター

住所 川崎市桜本2-39-4

☎287-2567
参加回数 7

地域サービスセンター ことぶき

住所 川崎市大島1-4-8
イーストブルー101

☎589-5538
参加回数 1

ひまわりケア 大島ケアプランサービス事業所

住所 川崎市大島2-15-16

☎050-3775-4157
参加回数 6

たちばなケア

住所 川崎市大島4-21-4

☎201-6927
参加回数 6

たいしん居宅介護支援事業所

住所 川崎市渡田2-10-3

☎333-6222
参加回数 1

医療法人啓和会 ケアセンター小田本通り

住所 川崎市小田2-18-19

☎329-0150
参加回数 6

千の風・川崎 居宅介護支援センター

住所 幸区小向町6-14
メゾンタカハシ1階101号

☎589-8158
参加回数 5

かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター

住所 幸区柳町15-2
フラット201

☎223-7755
参加回数 6

居宅介護支援事業所 南さいわい

住所 幸区南幸町3-149-3

☎542-3695
参加回数 4

社会福祉法人セイワ 幸風苑居宅介護支援センター

住所 幸区都町64-1

☎511-4531
参加回数 8

川崎市社会福祉協議会
さいわい訪問介護支援事業所

住所 幸区戸手本町1-11-5

☎556-5289
参加回数 7

株式会社ケアネット ケアステーション幸

住所 幸区下平間144
プラザ鹿島田301

☎201-9696
参加回数 5

夢見ヶ崎 居宅介護支援センター

住所 幸区南加瀬1-7-14

☎580-4766
参加回数 8

アースサポート川崎

住所 中原区新丸子町761-5

☎733-9611
参加回数 5

いしん居宅介護支援事業所

住所 中原区下小田中2-2-1
ピアオオタニ504号

☎948-8944
参加回数 7

居宅介護支援 なかはら介護相談所

住所 中原区下小田中5-11-47
斉藤貸事務所

☎789-8175
参加回数 1

ケアプランTACK

住所 中原区宮内2-15-15

☎740-3120
参加回数 6

居宅介護支援事業所 ほりかわ

住所 中原区宮内3-19-21

☎752-5183
参加回数 8

社会福祉法人春日会 居宅介護支援事業所等々力

住所 中原区宮内4-19-26

☎753-2264
参加回数 5

つばさケアセンター

住所 中原区小杉町2-205
ドムス松宮B-102

☎819-7012
参加回数 4

川崎市社会福祉協議会
なかはら訪問介護支援事業所

住所 中原区今井上町1-34
和田ビル1階

☎722-7710
参加回数 8

SOMPOケア 川崎高津 居宅介護支援

住所 高津区溝口3-11-17
溝口パークホームズ2-A

☎850-9152
参加回数 3

川崎市社会福祉協議会
たかつ訪問介護支援事業所

住所 高津区久本3-1-26
エムビルディング1階

☎819-6358
参加回数 8

社会福祉法人セイワ すえなが居宅介護支援センター

住所 高津区末長1-3-13

☎861-0776
参加回数 8

桜ケアプラン川崎

住所 高津区宇奈根635-2

☎850-3887
参加回数 2

川崎市恵楽園居宅介護支援センター

住所 高津区下作延2-26-1

☎861-2648
参加回数 8

あゆみ 福祉サービス

住所 宮前区鷺沼1-11-6
鷺沼第一ビル401号室

☎863-2261
参加回数 7

川崎市社会福祉協議会
みやまえ訪問介護支援事業所

住所 宮前区宮崎2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス4階

☎856-5827
参加回数 8

野川ケアプランセンター

住所 宮前区野川本町2-2-11
サンセール梶ヶ谷203

☎741-3720
参加回数 3

川崎市社会福祉協議会
たま・あさお訪問介護支援事業所

住所 多摩区登戸1891
第3井出ビル3階

☎935-5917
参加回数 8

あうん介護センター

住所 多摩区枳形2-23-4
ミエコート101

☎932-3322
参加回数 8

川崎市社会福祉協議会
あさお居宅介護支援事業所

住所 麻生区万福寺1-2-2
新百合21ビル1階

☎819-6456
参加回数 8

ケア工房・真謝

住所 麻生区王禅寺西1-44-1-102

☎969-5831
参加回数 6

特定非営利活動法人
ワーカーズコレクティブグループとも

住所 麻生区王禅寺西3-26-6

☎953-8656
参加回数 8

医療法人定玲会 ケアサポートセンター

住所 麻生区上麻生5-43-18
T.Sビル101

☎987-3937
参加回数 4

訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、
身体の介護や家事の援助を行います。

川崎市社会福祉協議会
かわさき訪問介護支援事業所

住所 川崎市富士見1-6-3
読売川崎富士見ビルB-1棟6階

☎222-7948
参加回数 6

ヘルパーサービスしんせい

住所 川崎市新川通1-11-202

☎280-6724
参加回数 1

あっぱるホームケアサービス川崎

住所 川崎市元木1-6-8
ホクドウビル2階

☎200-4195
参加回数 2

アイスタッフ大師

住所 川崎市大師町10-6
アイスタッフビル

☎201-6267
参加回数 8

地域サービスセンター ことぶき

住所 川崎市大島1-4-8
イーストブルー101

☎589-5538
参加回数 1

ひまわりケア 大島訪問介護事業所

住所 川崎市大島2-15-16

☎050-3775-4157
参加回数 6

おおしまヘルパーステーション・虹

住所 川崎市大島3-21-15
クラルテ市川

☎230-5011
参加回数 3

ケアサポートセンター こくあ

住所 川崎市渡田山王町17-12
ノースワン2階

☎272-7726
参加回数 2

医療法人啓和会 啓和会野末ケア

住所 川崎市小田5-3-1
サンライズ小田101号室

☎366-0383
参加回数 4

ジャパウイン訪問介護ステーション さいわい

住所 幸区河原町1
河原町団地15号棟105号室

☎589-5688
参加回数 4

ケアリッツ川崎幸

住所 幸区柳町39-20
コーポ柳町102

☎201-4137
参加回数 2

ニチイケアセンター南幸町

住所 幸区南幸町3-51
メゾン34 1階

☎540-3450
参加回数 2

しらかば訪問介護ステーション

住所 幸区塚越2-195
パステルハイム33

☎201-6820
参加回数 5

ケアリッツ鹿島田

住所 幸区下平間134
新川崎デントヒルズ2階

☎276-9806
参加回数 1

ケアリッツ武蔵小杉

住所 中原区新丸子東2-925
オグチビル1階

☎948-4663
参加回数 3

訪問介護 はる

住所 中原区下小田中6-22-10-110号

☎387-0410
参加回数 2

ホームヘルプサービス ソラスト武蔵小杉

住所 中原区新城5-10-6
新堀ギタービル新城202

☎863-7873
参加回数 2

川崎市社会福祉協議会
なかはら訪問介護支援事業所

住所 中原区今井上町1-34
和田ビル1階

☎722-7710
参加回数 4

SOMPOケア 川崎高津 訪問介護

住所 高津区溝口3-11-17
溝口パークホームズ2-B

☎850-9151
参加回数 2

川崎市社会福祉協議会
たかつ訪問介護支援事業所

住所 高津区久本3-1-26
エムビルディング1階

☎814-1138
参加回数 5

ライフサポート介護サービス

住所 高津区坂戸3-11-49
コーポ松本1階

☎322-9314
参加回数 2

学研ココファン武蔵新城ヘルパーセンター

住所 高津区新作4-20-1

☎888-5682
参加回数 1

訪問介護事業所 ハートフル神奈川

住所 高津区久地2-23-24
クイーン平瀬Ⅲ102号

☎328-9775
参加回数 1

ケアリッツ溝の口

住所 高津区下作延2-3-25
コスモス溝ノ口101

☎750-9090
参加回数 4

あっぱるホームケアサービス溝の口

住所 高津区下作延2-7-41
コロナデ溝口207号

☎870-4195
参加回数 7

株式会社ケアネット ケアステーション高津

住所 高津区下作延2-12-34

☎850-0771
参加回数 5

あゆみ 福祉サービス

住所 宮前区鷺沼1-11-6
鷺沼第一ビル401号室

☎863-2261
参加回数 6

彩

住所 多摩区登戸新町316-6
ヴェューラー316 1-B号室

☎930-9093
参加回数 3

株式会社チェーロ

住所 多摩区長沢1-6-6
パインクリークヒルズF

☎863-9189
参加回数 5

ツクイ新百合ヶ丘駅前

住所 麻生区万福寺1-15-10
レオード新百合ヶ丘2階

☎959-3180
参加回数 1

ケア工房・真謝

住所 麻生区王禅寺西1-44-1-102

☎969-5831
参加回数 6

特定非営利活動法人
ワーカーズコレクティブグループとも

住所 麻生区王禅寺西3-26-6

☎953-8656
参加回数 5

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、
入浴の介護を行います。

ツクイ川崎麻生

住所 麻生区片平3-5-11

☎981-1227
参加回数 3

訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、
療養上の看護などを行います。

指定訪問看護 アットリハ八丁畷

住所 川崎市池田1-5-4

☎201-9357
参加回数 8

川崎大師訪問看護ステーション

住所 川崎市大師駅前1-2-9
ディアーナ川崎大師3階

☎266-2180
参加回数 3

プール訪問看護

住所 川崎市渡田山王町20-35

☎272-3181
参加回数 1

医療法人啓和会 小田訪問看護ステーション

住所 川崎市京町3-32-1
京町ビル1階

☎366-8763
参加回数 3

こうかん訪問看護ステーション

住所 川崎市綱管通1-2-1

☎366-2375
参加回数 1

第二国道訪問看護ステーション

住所 幸区南幸町3-95

☎541-0222
参加回数 5

しらかば訪問看護ステーション

住所 幸区塚越2-195
パステルハイム33

☎201-6820
参加回数 2

ONE TEAM訪問看護ステーション鹿島田

住所 幸区下平間84-3
今井ビル1階

☎589-5809
参加回数 2

ソフィアメディ訪問看護ステーション鹿島田

住所 幸区下平間144-27
小鹿倉ビル2階

☎542-3556
参加回数 4

SOMPOケア 川崎小倉 訪問看護

住所 幸区小倉5-31-11

☎388-8070
参加回数 1

ソフィアメディ訪問看護ステーション元住吉

住所 中原区木月1-18-11
柳澤ビル201

☎430-2808
参加回数 7

訪問看護ステーション井田

住所 中原区井田2-27-1

☎751-6711
参加回数 2

ケアーズ訪問看護リハビリステーション中原

住所 中原区下小田中5-11-47
斉藤貸事務所

☎789-8171
参加回数 1

リンクス訪問看護リハビリステーション

住所 中原区新城1-13-3-102

☎299-9045
参加回数 4

ライト訪問看護ステーション

住所 中原区上小田中3-23-41-1階

☎328-9780
参加回数 1

リハ特化型訪問看護ステーションさんぽ 武蔵小杉

住所 中原区小杉御殿町1-974-2
アズーリ小杉1号室

☎328-5602
参加回数 2

訪問看護リハビリステーション椿の大樹

住所 高津区久本3-3-2
溝ノ口第一生命ビルディング6階

☎874-9003
参加回数 4

指定訪問看護 アットリハ新城

住所 高津区新作6-8-33

☎948-6969
参加回数 8

よつ葉かわさき

住所 高津区宇奈根635-2

☎850-0087
参加回数 2

たま訪問看護ステーション

住所 高津区久地4-19-8 3階

☎850-2766
参加回数 2

にじのわ訪問看護ステーション宮前

住所 宮前区馬絹6-1-7
サンクレスト宮崎台201

☎572-5657
参加回数 2

帝京大学宮前訪問看護ステーション

住所 宮前区野川本町2-13-3

☎777-1777
参加回数 2

なないろ訪問看護ステーション

住所 宮前区野川台1-26-1
露木ハイツ202

☎750-8374
参加回数 2

在宅看護センター グロース唯

住所 多摩区枳形2-24-6-202

☎819-7127
参加回数 2

指定訪問看護 アットリハ新百合ヶ丘

住所 麻生区万福寺1-8-7
パストラル新百合ヶ丘207A

☎299-6696
参加回数 7

ケア工房・真謝

住所 麻生区王禅寺西1-44-1-102

☎969-5831
参加回数 6

新百合ヶ丘訪問看護ステーション すみれ

住所 麻生区上麻生3-14-20

☎969-3311
参加回数 1

訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、
リハビリテーションを行います。

新百合ヶ丘介護老人保健施設 つくしの里

住所 麻生区上麻生3-14-20

☎969-3366
参加回数 1

医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院

住所 麻生区古沢字都古255

☎322-8368
参加回数 5

通所介護

デイサービスセンターにおいて、
入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

トータルリハーブ藤崎

住所 川崎区藤崎3-6-23

☎288-0834
参加回数 2

レッツ倶楽部川崎中島

住所 川崎区中島3-7-10
第三コーポ木村1階101号室

☎589-3133
参加回数 1

アイスタッフガーデン十番地

住所 川崎区大師町10-6

☎201-9700
参加回数 6

ニチイケアセンター大師

住所 川崎区中瀬3-10-2

☎270-1790
参加回数 1

デイサービスセンター友の里桜本

住所 川崎区桜本1-7-6

☎280-3434
参加回数 1

医療法人啓和会 健康クラブFit

住所 川崎区小田3-19-11

☎280-6600
参加回数 2

リハビリセンターいずみ

住所 幸区中幸町4-17

☎280-7780
参加回数 2

ケアパートナー新川崎

住所 幸区南加瀬2-29-1

☎580-3166
参加回数 5

ジェクサー・プラチナジム コトニアガーデン新川崎

住所 幸区北加瀬2-11-3

☎580-6025
参加回数 2

メディコケアセンター

住所 中原区中丸子364-1
東豊ツカサビル1階

☎948-4874
参加回数 3

パナソニック
エイジフリーケアセンター中原・デイサービス

住所 中原区上平間1386-1
第2ヤマサンビル1階・2階

☎542-5252
参加回数 2

ブリッジライフ元住吉

住所 中原区荻宿38-3
安孫子ビル1階

☎872-8237
参加回数 3

社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設みやうち

住所 中原区宮内1-25-1

☎740-2813
参加回数 4

デイサービス ソラスト武蔵小杉

住所 中原区小杉町2-227
ITOビルⅡ

☎739-3575
参加回数 4

にじの里 スカイラウンジ

住所 高津区溝口2-14-31
MSメディカルビル8階

☎090-8342-8151
参加回数 3

イケア久本デイサービス

住所 高津区久本1-9-6
アビタシオン根岸Ⅲ1階

☎982-0259
参加回数 2

SOMPOケア ハッピーデイズ溝の口

住所 高津区末長2-9-45

☎852-5584
参加回数 4

コムネットジャパン株式会社 万葉のさと 梶ヶ谷

住所 高津区新作1-21-16
ビバリーライフ梶ヶ谷1階

☎862-8891
参加回数 2

クリスタルプラザたかつ

住所 高津区千年662-101

☎753-0885
参加回数 6

パナソニック
エイジフリーケアセンター川崎ちとせ・デイサービス

住所 高津区千年768

☎799-0561
参加回数 4

デイサービスセンター福寿かわさき高津

住所 高津区久末336-2

☎797-5487
参加回数 4

リ・ケア華サロン

住所 高津区東野川2-13-17

☎863-7727
参加回数 5

かがやきデイサービス溝の口

住所 高津区久地2-23-16
☎850-1680
参加回数 4

川崎市恵楽園デイサービスセンター

住所 高津区下作延2-26-1
☎861-2648
参加回数 8

リ・ケア東有馬 さくらの木

住所 宮前区東有馬5-22-3
☎860-6622
参加回数 3

Do KAWASAKI

住所 宮前区犬蔵1-11-50
☎920-9595
参加回数 1

ジョイリハ アスリエ潮見美しが丘

住所 宮前区潮見台8-1
潮見台伊東ビル101号室
☎863-7211
参加回数 4

セラピストデイ菅生

住所 宮前区菅生3-41-22
水沢マーケット1階
☎050-3613-5666
参加回数 1

デイサービスセンター福寿かわさき宮前

住所 宮前区神木本町2-4-13-8
☎870-5587
参加回数 3

富士見プラザデイサービスセンター

住所 宮前区南野川1-8-11
☎751-2465
参加回数 5

デイサービスセンター福寿かわさき多摩

住所 多摩区菅稲田堤3-17-20
☎944-8587
参加回数 4

アイ メディカルフィットネス

住所 多摩区登戸1780
トセキビル2階
☎932-0120
参加回数 3

セラピストデイ枳形

住所 多摩区枳形6-2-34
クリフパレス101
☎050-3613-5790
参加回数 2

デイサービス ココファン柿生

住所 麻生区上麻生7-2-32
☎989-3701
参加回数 1

地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターにおいて、
入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

デイサービス サニースポット

住所 川崎区渡田2-4-11
第11むさしマンション101号
☎201-4132
参加回数 3

リハビリ特化型デイサービス えにしあ 川崎幸店

住所 幸区中幸町2-32
☎589-8906
参加回数 2

生活リハビリクラブ幸

住所 幸区南幸町2-4-2
ピクセル川崎101
☎556-1122
参加回数 1

デイサービスきらら川崎小倉

住所 幸区小倉2-21-36
☎580-6016
参加回数 5

デイサービス グリーン倶楽部

住所 中原区小杉御殿町1-973
御殿マンション102
☎711-1120
参加回数 4

リハてらす高津

住所 高津区北見方1-29-2
メゾン喜多路103
☎833-1702
参加回数 2

リハビリデイサービスあんずの樹

住所 高津区千年1266
☎863-6333
参加回数 1

リハてらす宮前

住所 宮前区神木本町5-1-4
エスペランサ宮前1階101号室
☎863-7742
参加回数 1

元気サポート にこここ

住所 宮前区宮崎3-13-31-1階
☎948-9090
参加回数 2

結う縁 のぼりと

住所 多摩区登戸2141
ラ・グールドヴェールト7階
☎712-5611
参加回数 1

リハプライド 南生田

住所 多摩区南生田2-1-8
☎455-7912
参加回数 1

だんらんの家 上麻生

住所 麻生区上麻生3-5-27
☎299-8118
参加回数 2

認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて
入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

医療法人啓和会 デイサービス小田本通り

住所 川崎区小田2-18-13
☎329-1541
参加回数 4

医療法人啓和会 デイサービス東小田

住所 川崎区小田5-19-7
☎366-7221
参加回数 3

デイサービスふるさと中原

住所 中原区下小田中6-12-27
☎740-9391
参加回数 3

利家庵別邸 “竹の間山荘”

住所 高津区北野川3-18
☎982-1206
参加回数 2

野川の里 “利家庵” 梅の間

住所 宮前区野川本町1-17-48
☎798-8788
参加回数 2

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関において、
理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

川崎医療生活協同組合 大師診療所

住所 川崎区大師町6-8
☎266-5744
参加回数 1

介護老人保健施設 葵の園・川崎

住所 川崎区小田栄2-1-6
☎328-3711
参加回数 6

医療法人啓和会 野末整形外科歯科内科

住所 川崎区小田5-1-3
☎366-1581
参加回数 5

介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉

住所 中原区今井西町2-58
☎711-0880
参加回数 7

介護老人保健施設 ゆい

住所 高津区新作3-7-1
☎862-4321
参加回数 6

介護老人保健施設 たかつ

住所 高津区子母口498-2
☎741-3077
参加回数 4

鷺沼透光診療所 透光燦燦デイケアセンター

住所 宮前区小台1-20-1
アン・ビジネスパーク6階
☎860-5101
参加回数 2

介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前

住所 宮前区南野川3-23-1
☎753-5530
参加回数 5

介護老人保健施設 虹が丘リハビリケアセンター

住所 麻生区王禅寺963-11
☎987-9853
参加回数 4

介護老人保健施設 アクアピア新百合

住所 麻生区黒川318
☎981-5667
参加回数 6

福祉用具貸与

心身の状況、希望、生活環境等を踏まえ、
適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・
調整等を行い、福祉用具を貸与します。

株式会社フロンティア 川崎東営業所

住所 川崎区中瀬2-2-1 ☎221-1201
参加回数 5

株式会社柴橋商会 介護用品川崎営業所

住所 川崎区江川1-9-11 ☎280-7130
霧島ビル2階 参加回数 8

メディケアセンター川崎

住所 川崎区塩浜1-15-16 ☎201-4014
参加回数 8

メルシー・ダイキ 川崎営業所

住所 川崎区境町7-10 ☎223-9616
参加回数 3

福祉用具貸与 ハートフルコスモライフケア

住所 幸区小向町4-11 ☎555-2855
参加回数 2

ダスキンヘルスレント川崎幸ステーション

住所 幸区東小倉22-7 ☎874-6312
参加回数 2

サクラサービス株式会社 幸営業所

住所 幸区南加瀬5-18-7 ☎599-3277
参加回数 6

セントケア りまいん 中原

住所 中原区新丸子東1-791-3 ☎431-2921
朝日サンライズ多摩川ビル1階A店舗 参加回数 2

アースサポート川崎

住所 中原区新丸子町761-5 ☎733-9611
参加回数 1

フルライフ福祉用具プラス

住所 中原区丸子通1-627-8 ☎863-6956
トーションビル 参加回数 2

フランスベッド株式会社 メディカル川崎営業所

住所 中原区下沼部1760 ☎430-0294
カインド玉川2階 参加回数 8

株式会社ヤマシタ 中原営業所

住所 中原区宮内1-20-30 ☎777-5995
参加回数 7

株式会社トーカイ 川崎営業所

住所 中原区宮内2-11-1 ☎740-3081
参加回数 8

パナソニック エイジフリーショップ川崎高津

住所 高津区千年768 ☎799-2001
参加回数 7

介護用品ショップ あっぷる 溝の口店

住所 高津区下作延2-7-41 ☎870-8191
コロナーデ溝口206号 参加回数 7

フランスベッド株式会社 メディカル川崎北営業所

住所 宮前区有馬2-7-7 ☎860-3170
参加回数 3

株式会社ヤマシタ 宮前営業所

住所 宮前区鷺沼1-11-6 ☎866-2723
鷺沼第一ビル2-2号室 参加回数 5

ケイ・ホスピア株式会社

住所 宮前区土橋1-11-1 ☎871-5512
参加回数 7

株式会社イノベーションオブメディカルサービス 川崎営業所

住所 宮前区犬蔵2-12-33 ☎978-1411
参加回数 8

ダスキンヘルスレント川崎宮前ステーション

住所 宮前区馬絹2-8-30 ☎948-6655
参加回数 3

株式会社フロンティア 川崎営業所

住所 多摩区生田1-10-14-1階 ☎949-5081
参加回数 8

けやきパートナー

住所 麻生区下麻生3-6-25 ☎874-0233
参加回数 1

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、
日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

介護老人福祉施設 ビオラ川崎

住所 川崎区小田栄2-1-7 ☎333-0001
参加回数 3

短期入所生活介護 こむかい

住所 幸区小向仲野町1-3 ☎540-0170
参加回数 2

特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎

住所 幸区河原町1-37 ☎533-9400
参加回数 1

短期入所生活介護 南さいわい

住所 幸区南幸町3-149-3 ☎542-3695
参加回数 2

ショートステイ ケアサポートたかつ

住所 高津区梶ヶ谷6-14-1 ☎382-6511
参加回数 2

柿生アルナ園 短期入所生活介護事業所

住所 麻生区上麻生5-19-10 ☎987-0021
参加回数 2

短期入所療養介護

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、
看護・医学的な管理のもとに、
介護や機能訓練等を行います。

介護老人保健施設 千の風・川崎

住所 幸区小向町15-25 ☎520-1033
参加回数 6

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、
療養上の管理・指導を行います。

川崎大師みどり薬局

住所 川崎区大師駅前1-5-4 ☎266-8758
参加回数 1

ひまわり調剤 川中島薬局

住所 川崎区川中島1-12-9 ☎280-1987
参加回数 1

協同ふじさきクリニック

住所 川崎区藤崎4-21-2 ☎270-5131
参加回数 2

川崎医療生活協同組合 生協歯科クリニック

住所 川崎区桜本2-1-22 ☎277-4618
参加回数 3

川崎七福診療所

住所 川崎区小田栄2-3-1 ☎329-1122
コーナン川崎小田栄店2階 参加回数 1

医療法人啓和会 野末整形外科歯科内科

住所 川崎区小田5-1-3 ☎355-1561
参加回数 4

川崎テクノピア歯科

住所 幸区堀川町66-2 ☎542-5518
興和川崎西口ビル1階 参加回数 1

あいホームケアクリニック

住所 幸区都町37-10 ☎543-5556
サイワイ都町ビル1階 参加回数 3

健ナビ薬樹薬局 鹿島田2号店

住所 幸区新塚越201 ☎520-8920
ルリエ新川崎2階 参加回数 3

医療法人社団伍光会 川崎南部在宅診療所

住所 幸区南加瀬2-8-15 ☎223-6204
新川崎ロイヤルパレス1階-B 参加回数 3

医療法人社団洋誠会 かわいクリニック武蔵小杉

住所 中原区新丸子町767-2
氏橋ビル3階B区画

☎322-0914
参加回数 3

やまと診療所 武蔵小杉

住所 中原区下沼部1760
カインド玉川3階

☎431-8150
参加回数 1

上杉クリニック

住所 中原区下小田中1-15-33

☎766-7171
参加回数 1

薬樹薬局 小杉

住所 中原区小杉町1-515
コートコア小杉1階

☎739-3231
参加回数 1

はなまるクリニック

住所 中原区小杉町2-313
ボン・ルテール小杉1階

☎711-2870
参加回数 3

グレースデンタルクリニック 川崎分院

住所 高津区溝口2-16-6
シマザキビル3階

☎844-2811
参加回数 1

川崎高津診療所

住所 高津区溝口4-1-3
T・Iビルディング4階

☎829-0103
参加回数 3

アットファーマシー新城店

住所 高津区千年新町14-12

☎982-9168
参加回数 1

川崎高津クリニック

住所 高津区宇奈根638-1
メディカルヴィレッジ高津H棟1階

☎281-0234
参加回数 2

椿クリニック

住所 高津区下作延2-3-38
TKビル301

☎948-7692
参加回数 1

おうちのドクター川崎

住所 高津区下作延3-3-10
スルバリ工堀ヶ谷202

☎789-8343
参加回数 2

セントラル薬局 川崎梶が谷

住所 高津区下作延3-22-1
ダイヤモンド101号室

☎789-8025
参加回数 1

セントラル薬局 溝口宮の下

住所 高津区上作延1-1-25

☎948-6230
参加回数 3

鷺沼診療所

住所 宮前区有馬1-22-16

☎855-9977
参加回数 1

さぎぬま薬局

住所 宮前区鷺沼1-11-6
第1ビル1階

☎854-1317
参加回数 1

ポピー薬局 稲田堤店

住所 多摩区菅2-15-5 1階

☎949-6770
参加回数 2

医療法人社団和光会 キノメディッククリニック登戸

住所 多摩区中野島4-4-33 1階

☎281-3252
参加回数 2

たまふれあいクリニック

住所 多摩区登戸1763
ライフガーデン向ヶ丘2階

☎931-3380
参加回数 1

豊栄会新百合ヶ丘デンタルクリニック

住所 麻生区万福寺4-1-3-301

☎967-4180
参加回数 1

医療法人社団晃進会 たま日吉台病院

住所 麻生区王禅寺1105

☎955-8220
参加回数 3

上條歯科医院

住所 麻生区上麻生5-41-1
マルエツ柿生店2階

☎986-0081
参加回数 2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など
必要に応じて随時訪問を行います。

SOMPOケア 川崎観音 定期巡回

住所 川崎区観音1-2-5

☎280-1555
参加回数 1

クローバーかわさき療養支援事業所

住所 高津区宇奈根635-2

☎850-8487
参加回数 2

ブランシエール溝の口定期巡回

住所 高津区下作延4-23-13

☎860-1344
参加回数 1

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や緊急時など
通報システムによる訪問介護を行います。

エイプレイス麻生

住所 麻生区万福寺1-8-7
パストラル新百合ヶ丘310号室

☎959-6460
参加回数 1

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて
訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

花織かわさき

住所 川崎区藤崎1-8-5

☎245-0387
参加回数 4

特定非営利活動法人 楽 ひつじ雲

住所 幸区幸町4-18-8

☎522-4910
参加回数 8

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を
送りながら、入浴・食事等の介護や機能訓練等を行います。

グループホーム銀木犀<川崎>

住所 川崎区中島3-13-7

☎276-8126
参加回数 7

グループホーム殿町

住所 川崎区殿町2-14-11

☎223-7801
参加回数 8

川崎大師バナナ園

住所 川崎区四谷上町16-7

☎280-2386
参加回数 6

医療法人啓和会 グループホーム東小田

住所 川崎区小田5-19-14

☎355-3122
参加回数 5

グループホーム第2バナナ園

住所 幸区小倉4-6-12

☎587-1773
参加回数 6

バナナ園 武蔵小杉

住所 中原区荻宿8-54

☎863-7101
参加回数 6

グループホームのんびりーす

住所 中原区木月4-54-14

☎422-2295
参加回数 5

医療法人社団三喜会 グループホーム中原

住所 中原区下小田中3-2-25

☎741-1800
参加回数 2

のぞみの家 i (あい)

住所 中原区宮内3-10-4

☎789-8920
参加回数 2

グループホームゆう和

住所 中原区宮内3-2-28

☎741-2553
参加回数 5

のんびりーす等々力

住所 中原区上小田中2-10-1
☎750-9203
参加回数 7

バナナ園 ほりうち家

住所 中原区小杉陣屋町2-1-12
☎722-5361
参加回数 5

花物語たかつ東

住所 高津区子母口283-1
☎982-0787
参加回数 2

愛の家グループホーム高津野川

住所 高津区東野川2-25-1
☎752-8080
参加回数 2

バナナ園 生田の杜

住所 宮前区菅生2-20-3
☎789-5692
参加回数 5

バナナ園 生田の泉

住所 宮前区菅生2-20-3
☎789-5693
参加回数 3

ミモザ宮前

住所 宮前区西野川3-4-1
☎750-7785
参加回数 1

花物語のぼりと

住所 多摩区登戸658-2
☎933-2287
参加回数 4

バナナ園 生田ヒルズ

住所 多摩区三田5-9083
☎911-1599
参加回数 6

花物語たま西

住所 多摩区西生田3-25-5
☎969-7120
参加回数 2

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

日常生活で常に介護を必要とし、
在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

特別養護老人ホーム ゆとりあ (従来型)

住所 川崎区殿町1-11-10
☎277-1165
参加回数 7

特別養護老人ホーム ゆとりあ (ユニット型)

住所 川崎区殿町1-11-10
☎277-1165
参加回数 7

特別養護老人ホーム 陽だまりの園

住所 高津区諏訪2-10-15
☎814-5635
参加回数 3

特別養護老人ホーム 高津 山桜の森 (ユニット型)

住所 高津区久末1510-10
☎948-5721
参加回数 1

特別養護老人ホーム 菅の里

住所 多摩区菅北浦3-10-20
☎946-3400
参加回数 4

特別養護老人ホーム 生田広場

住所 多摩区西生田5-24-2
☎967-0881
参加回数 5

特別養護老人ホーム 虹の里

住所 麻生区王禅寺963-26
☎986-1007
参加回数 8

特別養護老人ホーム 柿生アルナ園

住所 麻生区上麻生5-19-10
☎987-0021
参加回数 6

特別養護老人ホーム 金井原苑

住所 麻生区片平1430
☎986-1560
参加回数 6

地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護

定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、
日常生活で常に介護を必要とし、
在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

社会福祉法人春日会
地域密着型特別養護老人ホーム せせらぎ

住所 中原区下小田中6-30-32
☎752-7755
参加回数 1

地域密着型介護老人福祉施設 風光

住所 宮前区野川台3-7-1
☎754-1751
参加回数 2

介護老人保健施設

急性期の治療が終わり病状が安定し、
在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた方に対して、
看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練、
その他必要な医療を行います。

介護老人保健施設 千の風・川崎

住所 幸区小向町15-25
☎520-1033
参加回数 2

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、
日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

花珠の家なかはら

住所 中原区下小田中5-14-25
☎740-3338
参加回数 2

フローレンスケア武蔵小杉

住所 中原区今井上町8-24
☎322-8515
参加回数 2

SOMPOケア ラヴィーレ溝の口

住所 高津区末長2-9-45
☎866-6541
参加回数 3

SOMPOケア ラヴィーレ溝の口式番館

住所 高津区末長2-9-31
☎877-4165
参加回数 4

ニチイホーム 鷺沼

住所 宮前区小台1-17-1
☎860-6501
参加回数 4

SOMPOケア ラヴィーレ川崎宮前

住所 宮前区平2-15-3
☎854-4165
参加回数 4

カーサプラチナ宮前平

住所 宮前区平3-2-25
☎862-8550
参加回数 1

ケアハウス青田風

住所 宮前区野川台3-7-1
☎754-1751
参加回数 3

ケアハウス風知草

住所 宮前区野川台3-7-1
☎754-1751
参加回数 3

フローレンスケア宿河原

住所 多摩区宿河原6-12-29
☎930-6521
参加回数 6

リアンレーヴはるひ野

住所 麻生区はるひ野4-19-3
☎819-8061
参加回数 1

そんぽの家 はるひ野

住所 麻生区はるひ野4-5-3
☎981-0106
参加回数 2



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課

お問い合わせ

☎ 044-200-2454

詳しくは健幸福寿で検索！

健幸福寿



「健幸」あれ？漢字が違う!?

いえいえ、これは漢字の誤りではありません。いつまでも「健やかに」、そして「幸せ」でありたいという願いを、市民の皆さんと介護サービス事業所の皆さんと一緒に目指していきたい。そんな想いを込めて作った川崎市独自の言葉です。

介護現場のあり方に係る施策についての提案

～ケアプラン自己作成（セルフケアプラン）支援体制の導入検討について～

1. はじめに（背景と目的）

●ケアプラン作成の担い手ケアマネジャー（介護支援専門員）のなり手不足とその影響

神奈川県における介護支援専門員実務研修試験の合格者数は、第1回（平成10年度）から第27回（令和6年度）にかけて、長期的には減少傾向（特に第21回（平成30年度）には288人まで減少）にあったが、近年は再び増加に転じている（第27回の合格者数は第26回と同数の1,176人）。

一方で、高齢化率（とくに後期高齢者数）の増加や、資格保有者であっても実際業務に就かない選択をしている層の存在から、介護保険サービス利用に際して「利用者対応の遅れ」や「サービス提供の支障」が指摘されている（参考3）。

●小田原市地域包括支援センター運営状況の概要(令和6年度)からわかる状況 ※実数は割愛

- ・職員体制維持できず減算発生し、かつその状況が長期化しているセンターがある
- ・新規相談が増加し、かつ複雑化している
- ・権利擁護に関する相談、包括的継続的ケアマネジメントに係る相談が増加し、かつ複雑化している
- ・予防ケアマネジメント作成件数の大幅増加の一方で、再委託率は微増
- ・ケアマネ不足や認定結果までの期間長期化によって、要介護認定者のケアプラン自己作成（支援）件数が増加している
- ・個別ケア会議開催が減少している

●すでに包括支援センターの業務は限界に近いと考えてよいだろう。居宅介護支援事業所のケアマネ増員は、離職・退職も含め困難性高く、また、ケースの複雑化による包括的継続的マネジメントの支援策のひとつである個別ケア会議開催は減少……。一方で、高齢化率は増加（しかも後期高齢者が増加）しており、必要な人に必要な支援を適時的確に届けづらい状況は、今後もさらに加速する可能性がある。

●この状況を改善するひとつの方法として、『ケアプランの自己作成（セルフケアプラン）支援』体制の導入を提案・検討したい。

●なお、ケアプランの自己作成については、介護保険創設時から利用者が主体的にサービス内容を選択できる仕組みとして位置づけられているが、実際の利用は（参考1）（参考2）にあるように非常に低率にとどまっている。

●また、次期介護保険報酬改定では「ケアプランの有料化」が検討されており、「費用負担が重荷」な利用者・家族が出現する可能性も視野にいれておきたい。

2. 提案

●出発点は、この部会の検討項目として、（参考１）の（４）（５）（６）を手がかりに、小田原市での「実施の可能性」「課題の整理」について検討してみたい。その際、「利用者（被保険者）」「地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所ケアマネジャー」「サービス事業所」の意見聴取や、他の取り組み例（当事者団体/保険者 等）の研究が有効だろう。

・神奈川県藤沢市：手引きや様式の提供、事前相談体制の提示

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/selfcareplan.html>

・全国マイケアプラン・ネットワークの取り組み

<https://www.mycareplan-net.com/index.html>

●最終的に、第 10 期おだわら高齢者福祉介護計画策定にかかる、基本理念や基本目標を実現するためのひとつの取り組みとして位置付けていくことを目指してみたい。目指すのは、「利用者の主体性の支援」。介護予防や介護が必要になっても、これまでの人生とこれからの人生を肯定的に捉え、自ら選択し決定することと、『セルフケアプラン』との親和性は高いと考える。

●そのための仕組みづくりや実際の利用・活用（例えば「サービス担当者会議」を「個別ケア会議」扱とする 等）を通じて、情報提供の工夫や適度な伴走的支援がさらに整っていくことで、地域づくりに参画する専門職以外の住民や利用者・家族の制度の理解が進み、「わがこと」として「介護が必要になった人生」の過ごし方を捉えていくことや「地域づくり」に取り組んでいくことにつながるだろう。

(参考1)

◇ケアプランの自己作成に関する実態調査

「健全な普及に向けた課題と施策」～平成21年度 老人保健健康増進等事業 報告より～

(1) 背景と目的

- ・ 介護保険制度において、ケアプランの自己作成は重要な選択肢
- ・ 利用者の主体性を高めるとともに、サービスの適正利用につながる
- ・ 研究事業の目的：自己作成の実態を把握し、普及に向けた課題と施策を明らかにする

(2) 調査概要

- ・ 実施年度：平成21年度
- ・ 委託機関：厚生労働省（受託：三菱総合研究所）
- ・ 調査方法：アンケート調査、ヒアリング調査
- ・ 調査対象：都道府県、地域包括支援センター、介護支援専門員など

(3) 主な調査結果

- ・ 自己作成を行っている利用者は、全体の数%程度
- ・ 自己作成に必要な知識・支援体制が不十分
- ・ 自己作成支援の仕組みは地域によってばらつきあり

(4) 課題の整理

- ・ 利用者の情報収集・理解力に依存
- ・ 相談支援の窓口や人材が不足
- ・ 関係者間の連携の弱さ（行政・支援者）

(5) 提言と施策案

- ・ 地域包括支援センターの支援体制強化
- ・ 自己作成のための情報提供ツールの整備
- ・ ケアプラン作成支援者の育成（専門研修）
- ・ 自己作成を選択可能とする制度的環境づくり

(6) 今後の展望

- ・ 利用者主体のケアへのシフト促進
- ・ 公平性と質の確保を両立した支援モデルの確立
- ・ ケアプラン自己作成の位置づけの再評価

(参考2)

◇近年のセルフプラン作成割合（介護と障がいの比較）

1. 高齢者介護保険におけるセルフケアプラン作成率（令和元年度）

（1）調査概要

- 調査名：令和元年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」
- 対象：全国 1,741 市区町村（回収率 100%）
- 調査時期：令和元年 8 月～9 月

（2）主な結果

- セルフケアプランの利用実績がある市区町村：477（27.4%）
- セルフケアプランによる介護サービス利用者数（延べ人数）：18,462 人
- 同年度の介護予防支援・居宅介護支援利用者数：約 39,224,426 人
- セルフケアプランの割合：0.05%

（3）補足

- 利用者のうち、要支援者：1,534 人（0.02%）／要介護者：16,928 人（0.05%）
- 利用理由の最多は「本人・家族が自ら作成したいという意向」（55.3%）
- 多くの市区町村では「ほとんどない」または「数件未満」の相談件数

2. 障がい福祉サービスセルフプラン作成率

（1）主な結果（令和元年 9 月末時点）

- 障害福祉サービス等受給者数：約 1,006,420 人
- 計画作成済人数：約 1,002,290 人
- セルフプラン数：約 159,721 人（セルフ率：15.9%）

（2）都道府県別セルフ率（令和元年）

都道府県	セルフプラン数	セルフ率
大阪府	35,062 人	40.1%
神奈川県	24,470 人	42.6%
北海道	20,090 人	32.2%
東京都	17,827 人	20.7%

※上位 3 都道府県（大阪・神奈川・北海道）で全国の約 50%を占めている

※地域差が非常に大きいのが特徴、一部自治体では 1%未満のところもある

(参考3)

◇ケアマネジャー不足の原因を探るアンケート調査報告書～一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会（令和6年2月）

1. 調査概要：

：調査期間：令和5年10月26日（木）～11月23日（木）

：対象（1） 神奈川県内の居宅支援事業所管理者（884件）（2）神奈川県に居住する非従事者（105人）

※非従事者 令和5年度前期・神奈川県介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修及び再研修受講者

2. 結果（抜粋）

（1）について

Q 事業所・所在地域（市内・区内）においてケアマネジャー不足を感じますか。

神奈川県においては、ケアマネジャー（以下ケアマネ）不足が深刻な状況にある。「事業所・所在地域共に不足を感じている」という割合が最も高いのは、地域包括支援センター（以下包括）で次いで居宅介護支援事業所（以下居宅）。介護老人保健施設や多機能事業所においては、「事業所・所在地域共に不足を感じている」という割合が低い傾向にある。これは、これらの施設は、比較的規模が大きいことから、ケアマネ数を確保しやすいためと考えられる。また、不足を「感じていない」という割合は施設で最も高く次いで多機能型、居宅と包括と不足感の割合は異なっている。そもそも施設基準の違いがあるためか。

Q ケアマネジャー不足により生じている状況についてご回答ください。（複数回答可）

居宅、包括では「新規依頼を断ったり、すぐに受けられない状況になっている」と回答した事業所が7割程度あり、現場においてケアマネが不足していることが見てとれる。特徴的なのは包括で、「別事業所への引継ぎの困難が生じている」と回答した割合が5割を超え、介護予防の委託困難が相当数発生していることが予測される。さらに「利用者への対応の遅れが生じている」、「希望者がすぐに支援を受けられない、自己作成で対応する」と回答した事業所も多く利用者への対応に遅れが発生していることも示唆される。ケアマネジャー不足は、介護サービスの提供に大きな影響を与えていることが見え、利用者への直接的な影響が懸念される。

Q 令和4年9月以降のケアマネジャー募集状況についてご回答ください。

事業所種別により、人員の不足感に差異がある。利用者の上限が決まっている施設や多機能は不足を感じていない。また、居宅や包括では、募集はしていないが必要性を感じている事業所が少なくない。募集した事業所の応募状況については、多機能を除いて、各事業所種別とも半数前後の事業所が、応募自体ないと回答。応募はあったが採用に至らなかった事業所については、施設の方が包括より高い数字が出ている。これらのことから、人員の不足感に差異があっても、必要としている事業所の充足は在宅・施設に関係なく苦勞していると考えられる。

（2）について

Q おやめになった理由についてご回答ください。（複数回答可）

ケアマネ資格は取得したが実際に仕事に就いた方は4割弱、従事期間も2年未満が5割となっている。やめた理由としては勤務時間の長さや業務への負担感・職場方針・運営の在り方との相違があげられている。ケアマネ資格を取り、更新をしていることから、全くケ

アマネをしないと決めているわけではないが、業務への負担感や就労時間の長さ、利用者への責任感の重さなどから、現在の仕事を継続していることがうかがえる。

3. まとめ

- 居宅・包括の約 7 割が「新規依頼を断ったり、すぐに受けられない状況」と回答
- 包括の 5 割以上が「別事業所への引継ぎが困難」と回答
- 利用者対応の遅れ・自己作成対応が多く、サービス提供に支障が出ている
- 求人募集しても応募がない、または「高齢・経験不足の応募者しか来ない」という声が多数

4. 補足 全国的な背景と構造的課題

課題	内容
資格取得・維持のハードル	実務研修（87 時間）＋更新研修（50 時間以上）＋高額費用（5～7 万円）
処遇の逆転現象	介護職員の処遇改善加算に比べて、ケアマネの報酬が低く魅力が乏しい
高齢化と若年層の不足	ケアマネの平均年齢が上昇し、若手の参入が少ない
業務負担の過重	ノルマ・残業・休日出勤・多職種連携の調整業務が集中し、離職要因に